

『近世関東の地域社会』(岩田書院) 抜刷

二〇〇四年八月発行

小田原藩における「取締役」制の展開と組合村

馬場 弘臣

小田原藩における「取締役」制の展開と組合村

馬場 弘臣

はじめに

一九八〇年代以降に大きな進展をみせた中間支配機構研究については、近年にいたり、さまざまな角度から論点の整理・総括、比較検討、そして新たな視点の提示と模索が行われつつある。その牽引車であった久留島浩氏は、幕領における惣代庄屋―組合村制の検討を通して、「御用」と「惣代」という中間支配機構のもつ二面性的性格を提起された^①。とくにその「惣代性」への着目が、組合村(村連合)の問題を含めて、近世における「自治」の性格や特質の究明を促したことは周知の通りである。その後各地の幕領における惣代庄屋―組合村研究はもとより、関東における「領」研究^②、寄場組合の再評価^③、関西における村連合・広域行政や用達(用聞)に関する研究など、直接的・間接的であることを問わず、さまざまな研究成果が世に問われることとなった。また、以前筆者もその立ち後れを指摘していた藩領における中間支配機構の研究についても、志村洋氏らのまとまった研究が公表されるようになってきている^④。これらの論点を整理し、総括することはもとより筆者の手におよぶところではないが、その研究成果の一つとして、近世後期における中間

層(あるいは民衆そのもの)の行政能力の向上と領主より委任される行政事務の拡大、それにとまなう地域的な自主管理体制の形成と広域的な合意形成システムの発達、それらを支える地域財政の成立といった課題が明らかとなった。そしてこれら近世後期の地域社会がつかつてきた自主的・自律的な地域管理体制が、近代の地域社会に継承されていくという指摘が共通理解となつていって差し支えないであろう。⁷⁾このように、近年における中間支配機構研究は、広域支配のあり方と行財政的側面の獲得過程に焦点があてられている一方で、地域社会論として組み立てられているのが大きな特徴である。その上で最近では、これらの地域社会論を社会的権力の次元で捉え直していくような視点や、⁸⁾中間支配機構相互の比較検討や類型化が試みられてきており、注目される。

これら膨大な研究成果の上に今後どのような論点を積み上げていけばいいのか。中間支配機構研究もまた、岐路に立たされているといえよう。ただ、実態論としてみた場合、藩領域における中間支配機構や広域行政体に関する研究は、次第に克服されつつあるとはいへ、依然として少ない。改めていうまでもなく、藩の政治組織や支配機構、さらには藩政の展開や藩財政の状況などについては相似した点が多いのであるが、だからといってその政治的位置づけや経済的條件、地域的特性の問題など、各藩の「個性」を無視するわけにはいかないであろう。比較検討していくにしても、かつて存在したはずの藩の数やその多様性からすれば、まだまだモデルが少ないということである。とりわけ藩領における地域社会の形成のあり方を問うならば、藩が置かれた政治的・経済的・社会的状況とその作用の仕方について最大限の配慮がなされるべきで、早急な一般化は避けるべきであると考え。もちろん、従来の研究がそうした側面を無視していたわけではないが、いずれにせよ、藩領の場合、その領域が一元的であるがゆえに、幕領に比して藩政の動向に強く規定されてくることになる。そうした点を含めてなお、近世後期の中間支配機構ないしは民衆が行財政的手腕を獲得し

つつ成長していったとするならば、領主支配の展開との関連でまず、そのような内的な成長を促した外的な要因について、さらに検討を重ねていく必要がある。本稿の課題に即していえば、中間支配機構や広域行政体が重視されてくる背景として、時代的狀況はもちろん、それぞれの藩固有の政治的・社会的規定性の問題を明らかにしつつ、その動向を位置づけていく必要があるということである。

小田原藩の場合、こうした組織自体が後発的なものであっただけに、その問題点を明確にする対象となりうるのではないだろうか。また、とくに藩政を規定した要因として、小田原藩が関東に位置する譜代藩であり、老中を輩出する資格を有していたこと。しかも六か所の関所に象徴されるように、関東の西の守り口として軍事的に重要な拠点であること。相模湾に面していることで海上上の要地でもあったことをあげることができる¹⁰。それは小田原藩の藩政が、幕政の展開と密接な関係を持たざるを得ないことを示しており、それらの影響を含めて、藩政、とくに地方支配と在地の動向との関係が問われなければならないであろう。すでに筆者は別稿で、中間支配機構としての「取締役」の成立過程を藩政改革の展開の中に位置づけてみたが、これはその統編である¹¹。したがって本稿では、まず第一に近世後期～幕末期における藩政の展開過程を検討していく中で、取締役―組合村体制がどのように位置づけられていったのかについて明らかにしたい。そして第二に、その中で取締役や組合村が果たした役割や機能を具体的に検討しながら、その問題点を探り出していきたいと考えている。

一 近世後期の藩政と「取締役」制の展開

小田原藩の「取締役」制については、別稿で寛政一〇年（一七九八）、文政元年（一八一八）・同二年、天保二年（一八三二）の三つの段階があると述べた¹²。その嚆矢となる寛政一〇年の取締役は、幕府の「取締役設置令（通り者禁令）」にそつて設置されたもので、小田原藩では組合村ごとに組頭クラスの村役人数名をこれに任じているが、地方支配や諸政策の中でこれらの取締役たちが、とりたてて積極的な役割を果たしていたという形跡はみられない。これに対して文政元年・二年、天保二年の取締役は、それぞれが藩政の画期、とりわけ藩主大久保忠真による藩政の改革と密接不可分な関係にあった。まず、文政元年は、忠真が京都所司代から老中に就任した年であり、これによって領内の改革もようやくにして本格的な展開をみせていくこととなる。そしてこの一二月には、改めて城付領における広域的な行政区域である「筋」を単位として取締役が任命された。このうち相模国内の東筋と中筋（後掲図1参照）には二名ずつの、また駿河国・伊豆国内の西筋や飛地領ではそのまとまりごとに一〜二名ずつの名主が取締役に任じられている。ただし、翌文政二年六月になると、新たな儉約令の発布にともなつて、組合村ごとに二〜四名の名主を任命する形に拡大されている。さらに、天保二年には一つの組合村に対して名主一名が取締役に任じられたのであつたが、これは文政一一年からはじまる「十ヶ年御勝手向改革」に連動した措置であつた¹³。

こうした一連の流れは、それ自身が計画的・意識的におこなわれたものとはいえないが、少なくともこの三つの段階を踏むことによつて、取締役が次第に「惣代」としての地位を高めていったこと、そして何より、忠真の民政分野にお

ける改革は、在地の負担に依拠する方向性を明確にしたことに一つの大きな特徴があり、取締役の設置とその改編もまた、そうした政策基調の具現化の一つであるとした。その意味では、文政二年の取締役も天保二年のそれとともに「組合取締役」と呼ばれていたが、後者の方がより機能的な存在であり、事実、その後の藩政において重要な位置を占めるようになってくる。しかしながら、この取締役が本格的な活動を開始するのは、むしろ忠真が死去して以後のことであった。まずは忠真死去後の藩政、とりわけ地方支配において取締役がどのように活用されてくるのか、具体的にみていくことにしよう。¹⁴⁾

1 天保八年の役方筋分と「取締役」

一九世紀前半の改革を主導した藩主忠真が死去したのは、天保八年三月九日のことであった。それから半年後の九月四日に藩当局は「役方筋分」を公表し、地方支配に対する改編の意志を明らかにした。「役方」は地方役人のことであり、「筋分」はその地方役人を先に述べた筋ごとに配置することを意味している。後述するように、この筋分は以降の地方支配において重要な位置を占めるのであるが、ここに至る過程には若干説明を要する。従来小田原藩では、東筋・中筋・西筋の各行政区域を代官二名ずつで管轄する体制が敷かれており、これを「筋分」あるいは「掛分」と称していた。これが文政一一年の改革で寺社・町・郡の三奉行が兼帯となったこととあわせて、三筋一統を代官が一括して支配する体制に切り替えられていた。これを「一領」支配と称している。別稿で述べた通り、これ自体は十ヶ年御勝手向改革に連動した地方支配の再編にともなうものであった。それがここで再び「筋分」、すなわち分担支配に戻されたわけである。しかもこの時の筋分では、代官やその手代のみならず、もともと全員で地方全般を担当していた郡奉行までが

表1 天保8年(1837)の役方筋分にもなう役人の編成

	役職	役人名		
御勘定役所台所掛り	御賄方家老	辻七郎左衛門		
	年寄	槇島惣兵衛		
	御用人	山本藤助, 長野弥重郎 松下良左衛門(郡奉行兼帯)		
	大勘定奉行	鶴沢作右衛門, 山元瀬兵衛 尾崎梁右衛門, 金子官兵衛		
所掛り	吟味役	一丸左十郎, 目良釵平 福田治兵衛(大金奉行兼帯)		
	大金奉行	福田治兵衛(吟味役兼帯) 村田沖右衛門		
寺社方	寺社奉行 同手代	大久保隼之助 分部喜多右衛門, 清水仁三郎 目良貞兵衛		
地方役人	郡奉行 同手代	西筋掛り	中筋掛り	東筋掛り
		松下良左衛門 (御用人兼帯)	坂部与八郎	大橋儀兵衛
	近藤碩弥 村松作蔵	小立順助 山崎弥五郎	清水卯之助	
代官 同手代 同書役	松井泰助 男沢茂太夫	入江万五郎 松波造酒兵衛 松尾弘右衛門	鶴沢丈助 川口漉右衛門 山崎金五右衛門	
	大芝甚助 清水助治郎	洞田安兵衛 鈴木又兵衛	藤池亀左衛門 村山只治	
	小山才治 辻小太郎	森田繁治郎 磯部妻吉	山崎猪太郎 入江晴吉	

註)・文化4年より「小田原記録覚」、同「小田原御用向日記控」(滋賀県日野町 近江日野商人館蔵山中家文書)より作成。

・代官は大川通川除・村々堰川除開発方改役, 御貨物取立役兼帯。

筋分となったところに特徴があった。そのためにここで町・寺社・郡の三奉行兼帯も解消となり、代官以下の地方役人も若干ながら増員となった。表1は、役方筋分にもなう新たな地方役人の構成についてまとめたものである。

改めて郡奉行・郡手代（地方手代）に代官とその手代などが三筋に分担配属されたことが確認できよう。このうち、郡奉行三名の中では東筋掛の大橋儀兵衛が、代官では東筋掛の鶴沢丈助・山崎金五右衛門、中筋掛の松波造酒兵衛・松尾弘右衛門、西筋掛の男沢茂大夫が新任であった。また、西筋掛の代官はこの時点では二名であるが、翌天保九年の七月に新たに小川共蔵が加わって三名となった。一領支配においては代官は五名であったから、ここで一名増員されたわけである。ただし、男沢は同年一月に小立順助と交代し、郡奉行も同年閏四月に松下から田村弥兵衛へ、一二月にはさらに井沢門大夫へとかわっている。このように、役方筋分では、地方組織の改編と人員の刷新が断行されたのであった。それは当然のことながら、地方支配そのものの新たな展開を示すものであったが、問題はそれを実現する組織として、改めて「取締役」の強化がはかられたということである。次の史料は、役方筋分が公表された直後に出されたものである。¹⁵⁾

〔表紙〕

天保八丁酉年

御掛り様より

被仰渡書写

九月十二日 府川村

一此度奉行中始御役之筋分被仰付候御主意之次第は、先達で触置候通り奉行中并御役之立毛廻村之節可申聞候得共、取締役之者共格別之儀にて、宅にて一通り申聞候

一 去ル寅年先 殿様御下り之節、酒匂川原ニおゐて被 仰出候御主意并奉行中被申渡候御ケ条、其外御下ケ被成候得共、年来相立、当時之小前万一不弁之ものも有之候ては、御役方ニおゐても恐入候儀ニ付、猶又此度写差遣し申候間、弥難有一同え不洩為相弁可申事

一 去ル卯年別段之御沙汰ヲ以、組合取メリ役被 仰付候節委細申聞候処、一同申談取メリ方申出候ケ条、聊無違失相守可申段ハ勿論之事ニ候得共、此度御主意被 仰出候ニ付ては、弥手堅切磋商可致事

一 取メリ役之者、郡中自他之無差別見聞及候儀は、善惡とも聊無遠慮他組合えも立入、相互ニ実意取行、他掛りより非判^(非)之沙汰ニ不預様精々申合、呉々も無油断厚申談取計申度事

一 村々之盛衰又は為不為ニ相成り候儀は、村役人共教諭取計ニ預り候儀、且村役人共は勿論、小前之内ニも是迄心得違之族も相聞候得共、先用捨致置候向も有之候得共、此度御主意被 仰出、村為第一之御沙汰ニ付ては彼是を不見競遂糺明、吃度御沙汰之次第も有之候間、後悔不致候様改て申渡候事

一 本業は勿論、其外稼方精無精、又は平日之行状共綿蜜ニ取調置申度事

一 孝行人・寄特人之事

一 開發之事

一 鹿田立直し之事

一 飯盛遊興之事

一 諸勝負賭之事

一 衣食住之事

一 右之内ニも近年衣服超過ニ付、不相応之者は勘弁可有之事

一 村宿取メリ之事

一 諸役人出郷之事

一 村役人共役代リ之事

一 同出走入用之事

一 去ル卯年小前之内兩三人宛取メリ之者見立、其節名前等差出し置候処、其後如何相成居り候哉、猶其内改めて可申

聞儀も可有之候事

一 奉行中始御役方、其外御役々度々出郷可致事

一 村為ニ相成候儀心附候は、村役人ニ不限小前之内よりも、聊無遠慮可申出事

但、相互ニ実意ヲ以行候儀第一之事、尤実意より出候義は、縦少々無理成事ニても勘弁有之事

一 毎々被 仰出候通り、男女通り筋え奉公ニ差出し申間敷候事

一 借金ニ差迫、又は不行跡之余り風と家出致し候者近年別て多相成候間、篤と勘弁もの之事

一 名主役無之村ニは組合村々ニて致心配、重役見立候様可致、尤村方ニより名主之借財等村方引負ニ相成、右ニ懲

り名主役見立不申向も有之哉ニ相聞候、此度御改政^正ニ付ては、其意之儀は聊無心配見立候様可致、組頭杯ニては

欠持ニ相成り、矢張村為ニ不相成、御役所御用弁も不宜候間、勘弁もの之事

一 兼ても申聞置候通、取メリ役之者折々宅え罷出、村方之模様可申聞事

一 金次報徳金之事ニて為勵方之事

右之通九月十二日中筋掛り取締役一同え、入江万五郎様・松波酒造兵衛様・松尾弘右衛門御手代洞田安兵衛様・鈴木又兵衛様御立合にて、入江万五郎様御宅におゐりて順二申候、御座敷にて厚く被仰聞候二付、写書仕置候、以上

取締役

天保八丁酉年

沼田村

九月十二日

名主
与一郎

ここで「御掛り様」とは、中筋掛の代官をさしている。その中のひとり入江万五郎が、自分の屋敷に中筋の組合取締役一同を呼び出し、同役の松波酒造兵衛・松尾弘右衛門および手代二名立会いの上で、「役方筋分」の御主意については、先日郡奉行をはじめとする立毛見分の際に委細申し渡したが、「取締役之者共格別」であるから、改めて「宅にて一通り申聞」すのであるという。そこでまず、第二条目として上げているのが、「去ル寅年」、すなわち文政元年一月に、老中に就任した藩主忠真が京都所司代の勤めを終えて江戸に戻る途中に、酒匂川の河原で行った六か条の教諭とその後、郡奉行から提示された趣意説明を遵守することである。¹⁵ また、第三条目では、「去ル卯年」即ち天保二年に組合取締役を任命した際に、取締役どもが提出した取締り向きに関する条々の趣旨を改めて守るように申し渡している。¹⁶ 忠真の趣意書と取締役の取締り向き条々については、すでに別稿で詳述したので、詳しくはそちらを参照していただきたいが、ここではこの二つの条文が、役方筋分を契機とする地方支配強化策の基本的な理念となつていることを確認しておきたい。¹⁷ とくに忠真の跡を継いだ孫の忠愨は、当時まだ九歳であり、改革の推進者であつた忠真亡き跡の藩政を滞らせないためにも、これを補佐する集団的な指導体制の確立が急務であつたと考えられる。役方筋分が、そうした状況の中で進められた政策であつたことに注意しなければならないであろう。したがつて、忠真の教諭書がここでことさら強調

されてくるのは、この政策が忠真の意志を受け継いだものであることを強調することで、そうした支配体制の弱さを補う意味もあつたと考えられる。忠真の教諭書はその後の地方支配の基本理念となっていくが、それはまた、「中興の祖」としての忠真の偶像化のはじまりであつた。そこに役方筋分の画期性が集約されていたといえよう。そうした中で取締役の果たすべき役割を端的に示しているのが第四条目である。

すなわち、取締役の者は、郡中全体に関して自他の差別をつけず、見聞におよんだことについては、善悪のいずれであつても遠慮なく他組合へも立ち入つて相互に実意を尽くし、「他掛り」¹¹他の筋の地方役人や取締役などから批判を受けないように、くれぐれも油断することなく取り計らうこととある。地方支配の再編に際して、組合取締役の活動の拡張と、取締役がその総括的責任者・管理者であること、そのための心構えが明記されたわけである。そこで、組合取締役に関する具体的な指示の内容についてみてみると、記述が簡略なために今一つ意図がつかみきれない条文があるものの、大きく次の四つに分けることができそうである。

まず第一点目は、領民に対する教諭と村々の状況の報告、名主不在の村に対する名主役の再興、孝行人や奇特人の調査といった領民の監視・指導と助成に関するもので、これに関連して、第二に飯盛遊興に対する規制や博奕、賭之諸勝負の厳禁、衣食住規制、藩役人の出郷に対する対応、「不斗出者」に対する処置など、儉約の励行と諸風俗の取締りに関するものをあげることができる。また、第三点目は、開発や魚田の再開発といった勸農業務に関する条文、そして第四点目としてとくに注目されるのが、二宮金次郎の報徳金に対する出精をうながした条文である。もちろん、これらの案件は、組合取締役の活動だけで達成されるものではなく、村役人はもとより、小前一同にも応分の「努力」を求めている。それでも、その中心として、組合取締役という中間機構と組合村という広域行政の枠を通して、村々の立て直

しと取締りの強化を目指そうという意図は明らかであろう。そのために組合取締役の精勤が欠かせないというのである。そこで注目したいのが第一八条目である。

これによれば、去る卯年、すなわち天保二年に小前の内から両三人ずつ取締りの者を見立て、その際に名前などを提出させたが、その後どうなったのか、そのうちに改めて申し聞かすこともあるという。すでに別稿で明らかにした通り、これは天保二年の再編を受けて新たに任命された中筋の組合取締役一同が、同年八月に提出した「村々取締条々」という趣意書の中で設置が規定されたもので、村方取締役ないしは小前取締役と通称された存在であった。¹⁹ 筆者はこれを「組合取締役の意向によって、組合取締役→村方取締役という重層的な組織を設け、郡中―組合村―村方相互をカバーする取締り体制を敷こう」としたものと評価した。しかしながらその後の史料を通覧する限り、村方取締役が積極的な役割を果たしたとはいえないようである。それは組合取締役にもいえることで、だからこそ、代替わりにもなう藩体制の改変の中で、根本的な再編がはかられたといえよう。

翌天保九年一月に府川村(小田原市)の綱吉が、酒狂による喧嘩口論で手鎖の上で村預けとなった一件は、こうした在方の取締りに関する組合取締役と村役人、そして村方取締役の役割を明示している。²⁰ 問題はこの綱吉の宥免を願う願書の提出に関する手続きで、まず府川村の村役人と村方取締役(幸七・平左衛門)がそれぞれに宥免依頼状を作成し、その上で双方連名の宥免依頼状が作成されて穴部組合の組合取締役である沼田村(南足柄市)の名主与一郎と岩原村(同)の名主佐一郎に提出され、これを受けて両取締役から中筋掛の代官に願書が提出されているのである。²¹ こうした手続きの整備自体が、役方筋分にもなう在方取締り政策の強化を示すことは間違いない。

さらにこの天保九年には、村方における儉約の励行や風俗の取締りに関する議定書が各村で結ばれているが、雨坪村

（南足柄市）や町田村（小田原市）・飯田岡村（同）の議定書では、その実をあげるために、村役人などとならんで村方取締役も監視のために村内を見廻ることが規定されている。²² また、翌天保一〇年に村々から代官に提出した飯盛女遊興や博奕・賭の諸勝負の禁止、衣服規定などに関する議定書でも村方取締役による教諭や見廻りが規定されているのである。²³ さらに弘化四年（一八四七）四月に作成された中沼組合の「博奕規定取極一札」では、博奕などの賭け事をみつけたらすぐに村方取締役に報告し、村役人と取締役がその場に踏み込んで取り調べ、科を申し付けるとしている。²⁴ しかもこの一札は、中沼組合の取締役であった中沼村の名主田造が作成し、代官の内意を受けて組合内の村々に廻達したものであった。このように村方取締役は、まず第一に村役人のもとで、博奕などの賭け事や飯盛女遊興などの風俗の取締りにあたっていたのである。

さらに注目すべきは、村方取締役が若者仲間の取締りにもあたっていたことである。²⁵ 時代は降るが、元治元年（一八六四）二月に作成された中沼村の「村方部屋住之者へ申渡帳」は、近年になって報徳仕法の趣意が薄れ、村柄が再び傾き始めたことから、それを引き締めるために部屋住の者に対して新たな規定を定めて申し渡したものであるという。²⁶ 部屋住は若者仲間のことで、駿河国を含め領内の村ではこのように呼ばれていた。問題はこの帳面を作成した主体として、名主田造をはじめとする村役人のほかに、「村取締」の市郎右衛門・文左衛門の両名が名前を連ねていることである。しかもこの帳面は年々村方取締役を継ぐ者へ引き渡すことが義務づけられている。また、慶応二年（一八六六）正月付の狩野村（南足柄市）若者仲間定書にも婚礼や進物・客受けなどに対する違反者を、村方取締役と百姓代に届け出るといった規定が盛り込まれていた。²⁷ 近世後期には、村方の風俗を乱す元凶として次第に若者仲間に対する規制が強められていくが、領内の村々では村方取締役がその一翼を担うようになっていったのである。

このように、組合取締役と同じく村方取締役についても役方筋分を契機として、再びその役割や機能の強化がはかられたのであった。それが「取締役」機構の整備を通して、郡中全体から組合村そして村社会をカバーする領内全体の取締り体制の再編強化を目指したものであることはいうまでもない。しかしながら、ここで今一つ留意しておきたい問題がある。報徳仕法の問題である。

天保八年二月に導入が決定した小田原藩における報徳仕法の展開を、藩政との関係で系統的に捉えることを試みられた松尾公就氏は、この役方筋分の意義について「天保八年の『筋分け』が報徳仕法の実施を目的に行なわれたと言いつてもいいが、小田原領の復興仕法と『筋分け』が密接な関係にあったことは否定できない」と述べられている。⁽²⁾ 慎重な言い回しながら、役方筋分の中心課題として報徳仕法があったことは充分に首肯できる論点であろう。実際、松尾氏が紹介された東筋代官による同筋村々の廻村記録である「出郷中雜記」によれば、例えば金子村(大井町)の項では、小前百姓から部屋住の者までを呼び出して、村方の取締り筋について、とくに文政元年の酒匂川の河原における藩主忠真の教諭(前述)、そして筋分の御主意を守ることはもちろん、報徳の取り計らい向きについてもだんだんと申し論したと記されている。⁽³⁾ これによれば、確かに役方筋分と報徳仕法の導入が密接不可分の関係にあり、その背景として長年の弊習で疲弊の進んだ村々を再建し、その引き締めをめざそうとした意図があったことは間違いない。むしろ、報徳仕法をにらみながら、地方の総体的な再建とそれともなう取締り政策が模索されたといった方が適切かも知れない。「出郷中雜記」を通覧する限り、その中心課題となつたのは、積年の村借りによる村方および人心の疲弊であり、物心両面にあたつて尊徳仕法が導入され、受容される基盤がそこにあった。

とすれば問題は、先の「被仰渡書」にみられた組合取締役―組合村を通じた領内の再編政策と報徳仕法との関係であ

表2 天保9年（1838）の中筋組合村別難村調査

組合名	村数	総組合高	難村	村高	組合取締役
蓮正寺組合	9	5,083.749	曾比村 堀之内村 飯田岡村	1,046.261 330.908 669.158	栢山村名主俊助
吉田島組合	7	4,698.196	延沢村 中之名村 円通寺村	999.314 185.188 80.773	延沢村名主八郎左衛門 (代 組合惣代吉田島村名主左衛門)
和田河原組合	8	5,036.308	竹松村 千津島村 岡野村	969.797 990.34 237.554	塙下村名主与惣右衛門
穴部組合	11	3,582.456	塚原村 北久保村 府川村 穴部村	1,727.377 151.12 213.728 121.194	沼田村名主与一郎
中沼組合	8	2,815.109	中沼村	522.874	弘西寺村名主猪野右衛門
苅野岩組合	6	1,957.699	矢倉沢村	385.688	苅野一色村名主重三郎
川村(松田)組合	5	2,731.399	川村山北	535.445	川村向原名主利五右衛門
土手内組合	9	4,805.746	今井村 町田村 中島村 池上村 井細村 多古村	442.547 403.535 271.264 163.283 486.714 451.457	上久野村名主久野右衛門

註) ・『二宮尊徳全集』第16巻より作成

・村高は『小田原市史』史料編近世Ⅲ 史料1より作成

る。前述したように、この第二四条目には金次郎の報徳金に対する励行が規定されているので、その責任者として組合取締役が想定されていたことは間違いないと思われる。小田原藩の報徳仕法は、直接的には天保飢饉に対する「救急仕法」として導入されたが、その第一弾として領内の村々に下された御仁恵金は、組合村一村が単位となっていた^{②③}。また、翌天保九年一月には、難村とその実情を各組合村ごとに調査して報告させている。これを担当したのも組合取締役であった。表2はこの結果を示したものである^④。さらに、次の史料は、同年一月に報徳仕法が「地方引請」、すなわち地方役人の専管となったことを受けて出されたものである^⑤。

以配府申達候、然は此度御主意被成御

座報徳方之儀、地方え被 仰付 奉行中始メ御役方ニて専取扱候間、去秋以来吳々申聞置候通り勸農村為之儀は勿論、御主意模通り候様弥無油断出情可相勵候、右之趣一村毎呼出可申聞所、時分柄之儀故惣代ニて組合取メり役之者共え委細申聞置候に付、猶可申通善候間其旨相心得、小前末々迄不洩様可申聞候、此段申達候、以上

戌十二月廿四日

入江万五郎

六部組合村々

なお暫定的なニュアンスを残しながらも、「惣代」としての「組合取メり役」を通じて「地方引請」の主意を遂行しようという意図は明らかであろう。しかしながら、これ以降組合取締役が報徳仕法の施行について、積極的に関わったことを示す史料はない。従来の小田原藩の報徳仕法に関する研究で、組合取締役との関係について触れた論考はないが、取締役に関する研究の立ち後れを差し引いても無理のないところである。また、ここに仕法の一つの転換点を見ることも可能であろう。この点については今後の課題とし、ここでは報徳仕法の導入に際して、役方筋分による村落の再編強化という課題の中で、当初は組合取締役―組合村が重要な位置を占める可能性が高かったものの、結局は仕法の主体としては組み込まれなかったことを確認しておきたい。

2 天保期の幕政と小田原藩の「取締役」

それでは、その後組合取締役という組織は、具体的にどのような活用されたのであろうか。そうした視点で史料を蒐集し、通覧してみると、ある一つの傾向があることに気づく。取締役の活動に関する史料が、天保期の幕政と深く関係しているということである。

その第一は、関東取締出役との関係である。周知の通り幕府は、文化二年（一八〇五）に関東取締出役を設置し、文政一〇年にはこの下部組織として関東一円に寄場組合を設定した。ただし、関東取締出役の具体的な活動や寄場組合に伝達された廻状・法令の類を通覧してみる限り、これらが積極的に活用されてくるのは、天保四年飢饉以降のことであり、とくに同七年頃から関東取締出役は、銭相場と物価の引き下げ、困米、酒造制限、河川普請の監察、鉄砲改めといった政策の推進主体となってくることが確認できる。小田原藩の場合、本来は独自の組合村を組織していたこともあって、水戸藩や川越藩とともに「改革御手限り」とされ、寄場組合の設置も免除されていたから、基本的には取締出役の関与も受けていなかった。ところが、この時期には領内の村々にも実際に取締出役が廻村してきて具体的な政策を遂行しているのである。そのほとんどは酒造制限と鉄砲改め、そして奇特人の調査といったものであった。これらについては別稿で詳述しているので、ここではその中心であった鉄砲改め政策を中心に、その経過を簡単にまとめておくことにしよう。

天保九年から同一一年にかけて関八州全域を対象として行われた鉄砲改めは、隠鉄砲の摘発と鉄砲の管理形態を明確とすることを目的としたもので、その実施自体、享保期の徳川吉宗政権以来のことであったが、天保期の鉄砲改めでは寄場組合を単位として、関東取締出役の手で行われたのが特徴であった。そこで問題は、「改革御手限り」であった小田原藩領における鉄砲改めの施行過程と、その体制である。この六月に荻野一色村（南足柄市）の名主重三郎から中筋掛の代官宛に提出された届書によれば、重三郎らは同月四日に関東取締出役の湯原秀助から呼び出しを受け、組合村々に対して酒造の制限と鉄砲改めの実施について教諭を受けたという。荻野一色村は荻野岩組合に属しており、名主重三郎は当時同組合の取締役を務めていた人物である。藩ではこうした報告を受けた上で組合取締役に鉄砲改めの取り調べ方

を命じ、その結果を七月二〇日までに地方役所へ届けるように命じている。ここで組合取締役―組合村が鉄砲改めの施行単位として正式に位置づけられたわけである。これに対して関東取締出役側もまた、藩領の組合村を寄場組合に準じる組織として認識していた。しかしながら、この年は鉄砲の下調べ帳が作成されただけで、取締出役による実際の廻村調査は行なわれていない。この翌年には俗に合戦場一件といわれる、下野国合戦場宿(栃木県都賀町)で起きた取締出役の買収工作疑惑事件を契機として、取締出役の全員が罷免・交代している⁽⁵⁵⁾ので、その影響があつたのであろう。取締出役の廻村による調査が行なわれたのは、翌々天保一一年三月のことであつた。

この時の調査でまず注目されるのは、小田原藩領の村々がまとめられて新たに「寄場組合」が結成されたことである。現在のところ、中筋の村々が「松田惣領寄場組合」と「塚原村寄場組合」という二つの寄場組合にまとめられたことが確認できる。鉄砲改めに際しては、村ごとに一挺ごとの鉄砲の種類・寸法と持主の名前を書き上げた「御請証文」が作成され、この「寄場組合」ごとにまとめて提出されたのであつた。また、村ごととはいってもこれを子細に検討すれば、その順序は藩領の組合村に対応していることがわかる。「松田惣領寄場組合」に含まれるのは東山家・西山家・松田・吉田島・蓮正寺の五組合村で、「塚原村寄場組合」には荻野岩・中沼・和田河原・穴部・土手内の五組合村が含まれていた(後掲図1参照)。ただし、こうした事例はほかにみることができないので、この「寄場組合」自体は、鉄砲改めのための臨時的な措置とみるべきであろう。先の経緯からすれば、それは実質的な調査にあたって組合村を単位とする方針をさらに進めたものであつた。しかも、御請証文の最末尾に「組合惣代」の名で各組合の組合取締役が連署していることに示されているように、実際の調査が組合村―組合取締役を軸とするものであつたことは明らかである⁽⁵⁶⁾。さらに、改めの直後には組合取締役を主体として、鉄砲の管理と規定を定めた「鉄砲改以後跡義控」と題する請証文が作成

され、天保一三年六月には組合取締役に対して、組合村ごとに改めて獵師鉄砲の有無を調べるように命じている。組合取締役は、改め後の在村鉄砲の管理主体としても位置づけられたのである。

このように、小田原藩領においては、「改革御手限り」であつたにもかかわらず、天保九年頃から関東取締出役の積極的な介入がみられ、これを通じて鉄砲改めをはじめ酒造制限・奇特人の調査といった幕府の政策が領内の村々にも遂行された。この受け皿として組合村と組合取締役が積極的に活用されたことが確認できるのである。しかしながら、とくに鉄砲改めのあと、こうした形で関東取締出役が小田原藩領内に介入することはなくなつてくる。そもそも先に述べた天保一〇年の総入れ替え以降、それまでの取締出役の多様な活動自体が制限されてくるのであるが、その後幕府は重要な政策を実行に移すことになる。老中水野忠邦による天保の改革である。この天保の改革に対して小田原藩は、とくに節約の励行や風俗取締りの面で幕府の意向を忠実に実行した藩として評価されている²⁷⁾。しかしながら、この間の動きはそれだけにとどまるものではなかつたようで、幕府の動向をにらみながら、独自の政策をアレンジしていくことになる。

一つは積極的な物価の引き下げ政策である。物価対策は天保の改革においても重要課題の一つであつたが、小田原藩領では、天保一三年四月に町方や村方に対して諸物価の引き下げが命じられ、その実をあげるために具体的な品目を上げて値下げの内容を報告させるなど、より徹底した対策がとられた²⁸⁾。小田原宿などはそのまま宿が単位であり、府川村の鍛冶屋による書上など個別に行なわれることもあつたものの、基本的にはこれも組合村を単位としたもので、組合取締役にそのとりまとめが命じられた。四月二二日付けで「組合限村々」に宛てて出された代官の廻状によれば、「売候直段より引下ケ候品は、是迄之直段と引下ケ候直段より書分ケ」た上で、五月一〇日までに調査して、「組合取締役迄

可差出候」とある。^①

次の史料は、中筋中沼組合の書上である。^②

(表紙)

諸色直段下書上帳 中沼組合

諸色直段下

一山城半紙巻状

四拾式文之處
直下四拾文

一駿河半紙巻状

式拾式文之處
直下式拾文

一ちり紙巻状

式拾文之處
直下拾九文

一漉返し巻状

四拾文之處
直下三拾八文

(中略)

右は此度組合一同農隙ニ小商仕候ニ付、直段下仕、已後貞実ニ商可為仕候間、此段乍恐以書付御届奉申上候、已上

中沼組合惣代

弘西寺村

名主

猪野右衛門

天保十三壬寅年五月

(後略)

以上のように、この時の書上では、組合村ごとにそれぞれの品目に対する具体的な値下げの計画を提示した上で、

「中沼組合惣代」——組合取締役の弘西寺村名主猪野右衛門が奥書をして提出していたことが確認できる。また、その奥書に「已後貞実二商可為仕候」と書き上げさせていることに象徴されるように、この「諸色直段下書上帳」の作成・提出が、組合村——組合取締役を通じた農間小商いの管理・統制を意図していたことも確かであろう。もともと、物価の引下げ令と組合村による報告書の提出は、すでに文政二年にも行なわれてはいるが、天保改革期には組合村と組合取締役の活用がより積極的に、かつ全面的に展開していく点に特徴があった。

さらに今一つ注目したいのが、同年五月の「組合取極議定書」である。この四月に幕府は、関八州の村々に対して関東取締出役を通じて質素節約や村方の取締りに関する申し渡しを行ない、請書をとらせている。関東の各地で確認できることから明らかのように、天保改革期における在方取締りの基本的方針を示したものであった。小田原藩の「組合取締議定書」は、内容的にはこの在方取締り令とは異なっており、同藩領に出されたこれまでの在方取締りに関する条令をまとめたものと考えられる。しかも、現存する議定書には二八か条と八か条ないしは九か条のものがある。ただし、照合することができるとする条文の内容はみな同じであり、最終的には八か条にまとめられたものと思われる。したがって問題は、この時期に領内の村々に対して「組合村議定」という名のもとに、一斉に同じ請書を作成させたということであり、これらは明らかに幕府の方針を受けつつも、独自に領内の政策として採用したものとさえいえる。もともと、このような在方における議定書締結の機能を利用した政策は、これが初めてというわけではなく、すでに忠真政権下の文政二年にも改革の一過程として行われていた。これについて筆者は、「藩当局にとってみれば、議定の制定をうながすことで、議定の制定過程そのものを藩の管理下におき、組合村を通じた支配を徹底させるとともに、その内容に示される百姓の『実情』を把握することができるようになるということである」と評価した。ただし、この時の議定書では組

合村や村ごとの独自性がまだ大きかったのに比べれば、天保期の議定書は、とくにその内容の同一性が高まったことが特徴であった。したがって、天保期の議定書では内容の規格化、同一化が顕著となり、それだけ藩の関与が強まったといえよう。また、これらの議定書は、奥書で村役人に対して惣百姓が連印する請書の形をとっているが、篠窪村(松田町)の議定書によれば、これを組合取締役の篠窪村名主甚左衛門が、管轄する中筋掛の代官に提出したことが確認できる。⁽⁴⁷⁾

ちなみに、この天保一三年の一〇月には、宝暦二年(一七五二)以降に藩領の村々に出された在方に関する法令を集成した、「先年より追々被仰出書」と題する法令集を作成し、領内に配布している。⁽⁴⁸⁾やはりこの時期に、在方に対する引き締めが強化されているのである。また、天保改革後にも、例えば天保一五年八月には、組合取締役を通して農間質屋や古着・古鉄渡世の統制を徹底させ、その主旨を明示した請書を提出させるといった政策が行なわれている。⁽⁴⁹⁾ これももともとは関東取締出役が寄場組合を通じて提出させたものであった。⁽⁵⁰⁾

しかしながら、とくに天保改革期の諸政策の中で留意されるべきは、幕府の海防政策の転換にもなつて行なわれた藩領の移動である。異国船の渡来に対して小田原藩は、文政四年から浦賀奉行所への援兵を命じられ、そのために三浦郡内に一七か村、五五二五石余の所領が与えられていた。この三浦郡内の所領が天保一四年六月に上知され、八月にはその代知として足柄上下郡・大住郡・洵綾郡・愛甲郡・津久井県の内において、三七か村、七〇九五石余が与えられたのである。これは小田原藩の海防を浦賀援兵から伊豆援兵へと切替えるための措置であった。⁽⁵¹⁾

問題はこの時新たに藩領に組込まれた村々で、まず東海道の平塚宿や大磯宿をはじめとして、相模川の水運と海運とを結ぶ湊として重要な位置にあった須賀村(平塚市)などが新たに藩領となった。また、大磯宿のかわりに寄場組合の親

村となった山西村（二宮町）や矢倉沢往還の要衝で、地域経済の拠点でもあり、奇場組合の親村でもあった曾屋村（秦野市）、甲州への要地で、これまた親村であった日連村（藤野町）の内にも所領が与えられるなど、少なからぬ要地がその中に含まれていたのである。それだけに小田原藩には、相模川以西の沿岸部を中心に、その内陸部の警備についても一定度の役割が期待されたとみるべきであろう。

いずれにせよ、所領の大規模な移動はこれが最後であり、藩ではこれらの村々を新たに組合村として編成していくことになる。さらに、従来の組合村もまた、各筋の範囲を含めて新たな編成替えを迫られることになるのである。それによつて組合村および組合取締役の比重が、これまでも増して高まっていたことはいうまでもない。ここでは表3をもとに、天保一四年までの組合村の全体的な変化についてまとめておこう。

まず天保八年段階の組合村を、同二年段階と比較してみると、中筋では庄内組合が中沼組合と刈野岩組合に別れ、小田原府内が土手内組合から分立している。また東筋では早川組合が土肥筋組合と合体して、片浦筋土肥筋組合一四か村となっている。さらに藩領の変化にもなつて、東筋の組合村では構成村数に若干の増減もみられる。これが天保一四一年以降になると、各組合村の村数についてはほとんど変わらないが、それまで中筋であった登筋組合（箱根町方面）が西筋となり、御厨領（御殿場市方面）以外の駿河の組合村や伊豆の組合村が東筋に加えられている。ただし、他の史料をつきあわせてみれば、この編成替えは、この時の藩領の移動が要因であるというよりも、天保八年九月の役方筋分を契機とするものであったことが確認できる。そして天保一四年以降には、先にも述べたように藩領に加えられた村々によつて新たに組合村が編成されるのであるが、幕末にはさらに各筋の構成も変化するので、これらについては次節で検討することとしたい。

表3 天保期における組合村構成の変遷

(1) 天保2年(1831)段階

『御領分村々組合覚』(小田原市立図書館蔵片岡文書)

組 合 村 名 (村数)			
蓮正寺組合 (9)	吉田島組合 (8)	七名通(和田河原)組合 (8)	穴部組合 (11)
庄内組合 (8+6)	松田組合 (5)	東山家組合 (9)	西山家組合 (9)
土手内組合 (15)	登筋組合 (16)		
往還通組合 (12)	曾我通組合 (7)	府中通組合 (15)	川通組合 (12)
御伝馬替地組合 (7)	津久井県組合 (12)	三浦郡組合 (4+6+6)	
早川組合 (8)	土肥筋組合 (6)		
御厨坂下組合 (10)	同北方組合 (11)	同中筋組合 (12)	同南筋組合 (11)
同原方組合 (14)	同八ヶ郷組合 (8)	同下郷組合 (10)	
駿州駿東郡組合 (10)			
豆州田方郡組合 (7)	豆州君沢郡組合 (8)	豆州内浦組合 (5)	

(2) 天保8年(1837)4月段階(筋分直前)

『二宮尊徳全集』第15巻 P231

筋 組 合 村 名 (村数)			
中筋	蓮正寺村組合 (9)	吉田島村組合 (7)	和田河原村組合 (8)
	穴部村組合 (11)	中沼村組合 (8)	荻野岩村組合 (6)
	松田組合 (5)	東山家組合 (9)	西山家組合 (9)
	土手内組合 (8)	小田原府内 (8)	*登り筋組合 (16)
東筋	東往還通組合 (9)	曾我通組合 (7)	府中通組合 (16)
	川通組合 (8)	片浦筋土肥筋組合 (14)	御伝馬替地組合 (4+7)

(3) 天保14年(1843)以降(三浦郡上知以後)

『神奈川県史』資料編5近世(2) P145

筋 組 合 村 名 (村数)			
中筋	蓮正寺村組合 (9)	吉田島村組合 (7)	和田河原村組合 (8)
	穴部村組合 (11)	中沼村組合 (8)	荻野岩村組合 (6)
	松田組合 (5)	東山家組合 (9)	西山家組合 (9)
	土手内組合 (8)	小田原府内 (8)	
西筋	御厨北方組合 (11)	御厨坂下組合 (11)	御厨中筋組合 (12)
	御厨南筋組合 (11)	御厨原方組合 (14)	御厨八ヶ郷組合 (8)
	御厨下郷組合 (10)	*登筋組合 (15)	
東筋	東往還通組合 (9)	曾我通組合 (7)	府中通組合 (16)
	川通組合 (8)	片浦筋土肥筋組合 (14)	御伝馬替地組合 (4+7)
	駿州富士郡組合 (5)	駿州駿東郡組合 (5)	
	豆州田方郡組合 (7)	豆州君沢郡組合 (8)	豆州内浦組合 (5)
三浦郡	足柄上郡 (9)	足柄下郡 (3)	
御代知	大住郡 (17)	洵綾郡 (5)	愛甲郡 (3) 津久井県 (3)

このようみてくると、小田原藩では、天保期後半に展開する幕府の政策を独自の形で援用し、領内の支配体制およびその引き締め策に積極的に活用していったことが確認できよう。逆にいえば、結果としてではあれ、こうした一連の幕府の政策が、天保八年の役方筋分を契機とした地方支配の強化、とりわけ組合取締役や組合村を中心とした強化策の一環として機能したことを重視すべきであると考ええる。それは名実ともに組合取締役が組合村および郡中の「惣代」として、中間支配機構的側面を強めたこと、そしてその後の地方行政を担う存在となつていく上で大きな転機となつたのである。

3 幕末期の藩政と三筋惣代取締役

役方筋分を契機とした地方支配の再編はしかし、嘉永六年（一八五三）を境にさらに大きな転換を迫られることとなる。この年の二月二日に小田原地方を襲つたマグニチュード六・五ともいわれる大地震のために壊滅的な打撃を受けた上に、六月のペリー来航を契機とする過重な海防軍役が次第に藩政を圧迫していくこととなつたのである。こうした事態に対処するために藩主忠愨は、家中一同に対して、一月一四日付けで三か年間の徹底した儉約取締りを命じる直書を出している。⁽¹⁸⁾

この直書のなかで忠愨は、嘉永の大地震とペリー来航を直接の契機とした危機感、とりわけ多大な出費にともなう藩財政への圧迫が、家臣への俸禄米の支給を著しく減少させ、それが家臣の意欲をそぐことを懸念しつつも、小田原は「都府之咽喉」「海陸之要地」であり、その心構えが「国之荣辱」に繋がっていること、それゆえに武備をはじめとして、幕府に対する要務は何をさしおいても果たせるようにしなければならぬと述べている。実際、同日付けで忠愨

は、兵制規則や平常出役規則の改正を申し渡した直書も出している。幕府に対する役儀と藩体制の維持・再建、その狭間で、ともかくもこうした現状では家臣への俸禄米の支給を減らし、できるところから冗費を省いて儉約を推し進めなければならぬというのである。また、儉約については「守儉専一」であることから、享保の御制度に基づいて、音信・贈答・振る舞いなどの制度を改正することも申し渡している。享保年間といえば、宝永四年（一七〇七）の富士山噴火の後で、急激に藩財政が傾いていった時期であつた。藩当局は、現在の状況がその享保期と同様のものとみていたたであらう。

さらに藩当局は、同じく一月付けで領内の村々に対し、三か年間の厳しい儉約取締りを命じている。忠愨の直書と軌を一にして、その意志を領内全域にもおよぼそうという意図は明白である。これによれば、まず近年の異国船渡来による夫人馬役の過重や当年春の地震によつて村々が疲弊しているとして、夫人馬の減少が申し渡された。それに応じて三奉行その他の諸役人に対する年始・暑寒・役成などの際に定例となつて贈り物を、当丑年から来る辰年（安政三年（一八五八）まで中三か年の間、年始を手軽にすることを除いて一切禁止するという。これが家臣に対する音信・贈答規制に準ずるものであつたことはいうまでもない。また、「異賊」である欧米諸国に対しては、「御国内一体之力」をもつて防御しなければならぬとして、それぞれの身分に応じて力を尽し、「式百年来昇平之沢」に浴してきた「国恩」に報いるようにすることが肝要であるという。そのために人馬の出し方をはじめ、万端不都合なことがないように心掛け、平常も耕作に出精し、「質素節儉」を守つてなるべく些細なことにも費えを省くようにせよというのである。「質素節儉」の名のもと、改めて人心の刷新が志向されたわけであるが、ここではそれが欧米諸国との対峙という社会状況を媒介としているという点が重要であらう。あるいは、それだけの体制作りが急務であつたともいえる。したがつて問題

は、これを契機として、領内の支配体制にも大幅な改編が加えられていったということである。

その第一弾として十一月十五日、すなわち忠愍の直書が出された翌日には、郡奉行とその手代（地方手代）以下の筋分が廃止され、一同で領内の全域を担当する体制に戻されている⁸⁶。しかも、それから二年後の安政二年七月二十九日には、今度は郡奉行の職掌を公事方と勸農方に分離し、郡奉行の手代もこれに応じて分掌する体制がとられた⁸⁷。その詳しい内容は不明であるが、郡奉行の職掌の内、裁判を受け持つ分野が分離して、それぞれ専管となったということであろう。そのために、例えば年貢割付状の発給もこれを境に勸農方の郡奉行だけが行なうようになっていた。また、従来郡奉行手代の兼帯となっていた大川通（酒匂川）川除方・堰川除開発方の業務も勸農方手代のみが引き継ぐことになったことが確認できる。さらに、九月二三日には郡奉行の分掌にしたがって地方役人の大幅な人事異動が行われ、新たに地方取締役という役職が設置されている⁸⁸。表4は、この時点での地方役人をまとめたものである。

地方取締役は、主に代官経験者の中から新たに抜擢されたもので、従来代官が兼帯していた酒匂川の川除方や開発方の職務を代官にかわって引き継いでいる。すなわち、これらの業務については、従来の代官―代官手代体制から、勸農方郡奉行―地方取締役―郡奉行手代という体制で臨むことになったのである。また、地方取締役は、災害などによって地位の下がった田地の減免額とその期限を決める「取下り」という業務を担当していたことが確認できる。地方取締役がそれぞれ勸農方の郡奉行手代や書役を率いて廻村するわけである。これらの業務内容からすれば、地方取締役は郡奉行の分掌にしたがって、とくに勸農方の業務を補完するために設置されたものであったと考えられる。

さらに、翌安政三年は三か年御取締り仕法の年限となる年であったが、この九月七日には、今度は代官および代官手代以下の筋分が廃止され、すべてを天保八年以前の通りとすることが申し渡された⁸⁹。ここで全面的に役方筋分が廃止さ

表4 安政2(1855)年の地方役人

役職	役人名		
	公事方	勤農方	
郡奉行 郡手代	井沢佐左衛門 関小左衛門 進藤弥一右衛門 平田理三郎	竹内藤左衛門 黒柳久兵衛 山崎弥五郎, 森田繁次郎 洞田安兵衛, 小山才治 杉本喜久七郎 入江良右衛門 (大川通川除方・村々堰川除開発方兼帯)	
地方取締役	鶴沢勇之介, 小川太右衛門, 山崎金五右衛門 (大川通川除・堰川除開発方掛り兼帯)		
代官 (御貨物取立役兼帯) 同手代	西筋掛り	中筋掛り	東筋掛り
	島村又市 鈴木市治郎 (不明)	鈴木謙八 牧野又兵衛 山崎猪太郎 栗原祐造	柳川連治 谷川六三郎 (不明)

註)・『御殿場市史』第1巻832~833頁, 安政3年正月「御飾り様御年玉并御歳暮遺物控帳」(小田原市府川 稲子正治氏所蔵)より作成。

表5 安政3年(1856)の地方役人

役職	役人名
郡奉行公事方 同手代	川村甚左衛門, 関小左衛門 進藤弥一右衛門, 河野角左衛門
郡奉行勤農方 地方(郡)手代	黒柳久兵衛, 竹内藤左衛門 山崎弥五郎, 森田繁次郎, 小山才治 杉本喜久七郎, 入江良右衛門 内田雷蔵, 小川門兵衛
代官 同手代	谷川六三郎, 島村又市, 柳川連治 鈴木藤兵衛, 牧野又兵衛, 鈴木謙八 栗原祐造, 岡部与助, 神田啓蔵 山本柳兵衛, 天野荘次郎
地方取締役	小川太右衛門, 山崎金五右衛門
地方書役	松本弥太郎, 瀬戸英蔵, 柴山喜六 瀬戸篤兵衛, 木村芳太郎, 飯高連蔵 鳥海与三郎, 松宮作太郎, 沢地友平 藤沢富五郎

註)・安政3年12月「御飾り様寒中御見舞控帳」(小田原市府川 稲子正治氏所蔵)より作成。

れ、再び一領支配に戻されたのである。表5は、この時点での地方役人について書き上げたものである。表4と比較すれば、ここで大幅な役人の整理と配置換えが行なわれたことが確認できよう。

このように、三か年御取締り仕法とその年限明け前後には、地方支配の体制についてさまざまな組み替えが試みられた。それは嘉永く安政改革とも呼べるものであった。だが、そうした体制も長くは続かなかつた。まず、文久元年（一八六二）の八月二十八日には、勸農方郡奉行が繁忙の節には公事方も手伝いをすることが命じられ、十一月一日には今回の「御取締り」に依じて、公事方と勸農方を当分の間「打ち込み」とすることが申し渡された^⑧。今回の「御取締り」とは、俸禄米の大幅な削減を核とする財政政策のことである。藩当局は、三か年御取締り仕法の年限明けとなつた安政三年から新たに五か年計画で御取締り仕法の切り替えを行つており、文久元年はその年限明けとなる年であつた。十一月一日付で申し渡された新たな「御仕法切替」はしかし、今までになく厳しいもので、「御物入多分」につき五か年の間、家臣の俸禄米支給を大幅に減額することが命じられた^⑨。これまでがそうであつたように、地方支配の改編が、藩の財政問題や軍制の問題と連動していることに注意しなければならないであろう。

いずれにせよ、ここで事実上、公事方と勸農方という分掌が意味をなさなくなつたのであるが、分掌そのものが解消されたわけではなかつた。それが慶応三年（一八六七）七月になると、改めて公事方・勸農方の分掌を廃止し、すべてを安政二年以前の通りに戻すとされた。これにあわせて地方取締役も「御預り役」とされ、事実上の廃止が決定している^⑩。支配体制という点で見れば、最終的には忠真の十ヶ年御勝手向き改革時の体制に戻されたわけである。

幕末期の地方支配が改編をくりかえしていった理由については今後の研究に委ねざるを得ないが、藩当局の方針に少なからず混迷があつたことも確かであろう。それだけに、忠真の改革以降次第に藩の地方支配を担い、受け皿となつて

表6 安政2年(1855)の組合村構成

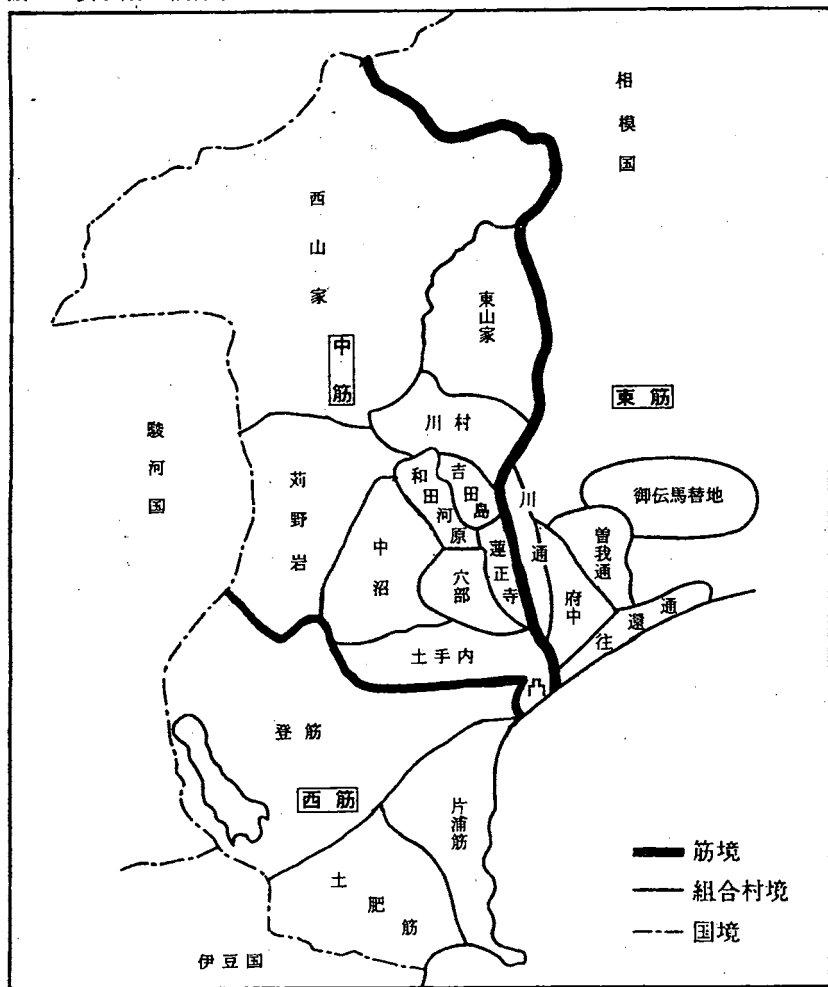
筋	組	合	村	名 (村数)
中筋	蓮正寺組合(11)	吉田島組合(8)	和田河原組合(8)	
	穴部組合(11)	中沼組合(8)	苅野岩村組合(6)	
	川村(松田)組合(5)	東山家組合(9)	西山家組合(9)	
	土手内組合(10)	小田原府内(5)		
西筋	*登筋組合(16)	※片浦筋組合(8)	※土肥筋組合(6)	
	御厨北筋組合(10)	御厨坂下組合(11)	御厨中筋組合(12)	
	御厨南筋組合(11)	御厨原方組合(14)	御厨八ヶ郷組合(8)	
	御厨下郷組合(10)	豆州田方郡組合(7)	豆州君沢郡組合(8)	
	豆州内浦組合(5)	駿州富士郡組合(5)	駿州駿東郡組合(5)	
東筋	往還通組合(12)	曾我通組合(7)	府中通組合(16)	
	川通組合(9)	御伝馬替地組合(12)		
	上町村組合(8)	津久井県組合(17)	曾屋組合(8)	
	山田組合(9)	須賀組合(11)	大磯宿 平塚宿	

註)・【小田原市史】史料編近世Ⅲ 史料1より作成。

きつつあった取締役や組合村が、藩当局と村との間をとりもつ中間的な行政機構として、さらに重要な位置を占めるようになってくる。それに応じて組合村の構成自体にもまた新たな変更が加えられるのである。表6は安政二年時点における各筋ごとの組合村の構成を示したもので、このうち城付領の組合村を図1として図示してみた。

表3で検討した天保一四年直後の構成と比べると、まずこの年に三浦郡村々の代替地として与えられた村々が、上町・津久井県・曾屋・山田・須賀の五つの組合村にまとめられ、東筋に編入されたことがわかる。ただし、大磯宿と平塚宿(加宿を含む)については、組合村としては編成されず、それぞれ単独で支配を受けることとなった。また、天保一四年には西筋から東筋に組み替えられていた駿河国駿東郡組合・富士郡組合と伊豆国田方郡組合・君沢郡組合・内浦組合が西筋に戻されている。さらに、片浦筋土肥筋組合(湯河原町・真鶴町方面)が再び片浦筋組合と土肥筋組合の二つに分かれ、これも東筋から西筋へとかわっているのである。遅くとも嘉永期の後半には、片浦筋・

図1 安政期の城付領組合村概念図

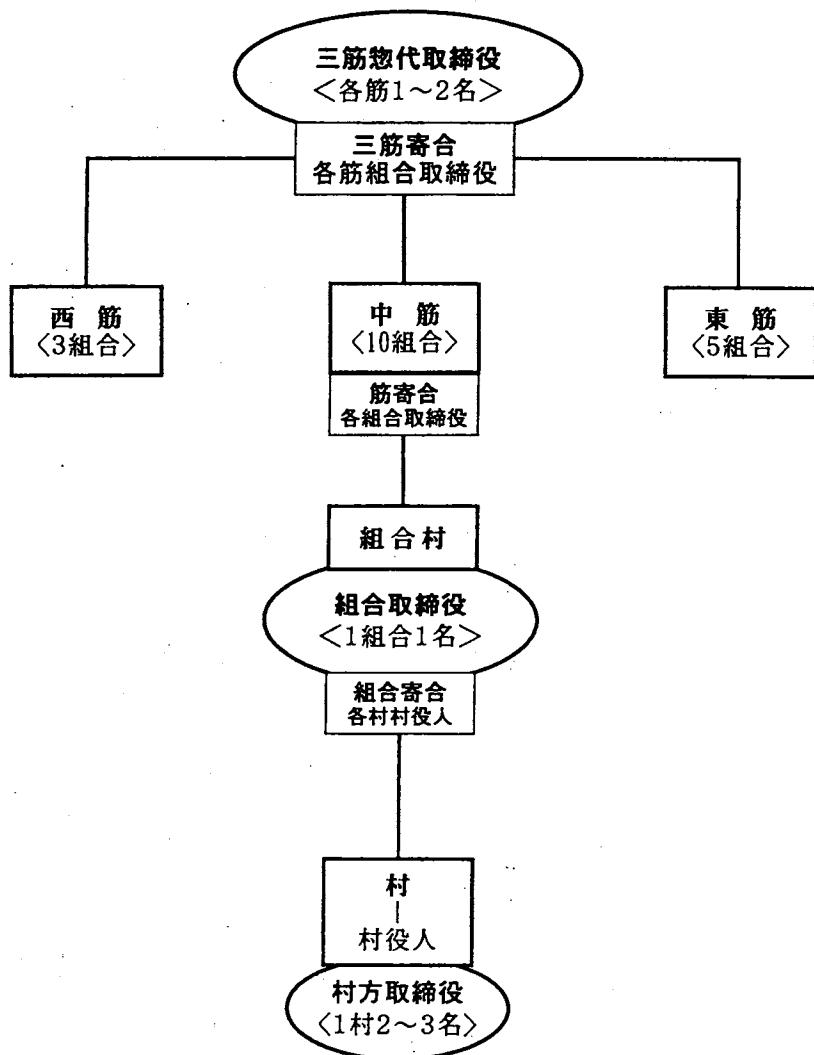


土肥筋組合の村々が東筋代官から西筋代官の支配を受けるようになったことが確認できるので、その頃にはこうした体制が固まったのであろう。⁶⁵したがって、ここで留意されるべきは、天保八年の役方筋分後に西筋に編成替えとなった登筋組合(箱根方面)に加え、新たに片浦筋組合と土肥筋組合が西筋となったことにより、相模国内での三筋体制が確立するということである。おそらくはそれを受けてのことであろう、幕末期になると、相模国の城付領では、組合取締役の上に新たに「三筋惣代取締役」と称する役職が設置されることになる。

三筋惣代取締役がいつ設置されたのか、正確なところは不明である。管見の限りでは、元治元年(一八六四)四月に作成された「腰懸茶代割取立帳」に、三筋惣代取締役として井細田村の名主中戸川彦右衛門、山王原村の名主神保忠右衛門、湯本村(箱根町)の名主九蔵の名前がみえるのが、それと確認できる最初の事例である。⁶⁶それぞれ中筋土手内組合、東筋東往還通組合、西筋登筋組合の組合取締役であった。すなわち、三筋惣代取締役は、各筋の組合取締役の中から一名ずつが選出され、組合取締役と兼任してその職務にあたったのである。また、「腰懸」とは地方役所の待ち合い所のことで、取締役たちの会合場所となっていた。この茶代を村々に割り振っているわけであるから、三筋惣代取締役が郡中の惣代として業務にあたったことは確かであろう。なお、慶応二年の九月頃には、この中から湯本村の名主九蔵が抜けて中戸川と神保の二名となり、慶応三年一二月になって新たに金子村(大井町)の名主間宮若三郎が加わったことが確認できる。間宮若三郎は東筋川通組合の取締役であったから、この時点では東筋から二名が選出され、三筋惣代とはいえ、実質的には西筋からは該当者を出していないことになる。ただし、明治元年(一八六八)一月になると、この三名に加えて、湯本村の福住九蔵が再び三筋惣代取締役に復帰し、四名の体制となったことが確認できる。⁶⁷

図2は、この時期の相模国内における「取締役」制の体系を示したものである。図2ではこれに各段階での寄合とそ

図2 相模国城付領の「取締役」組織と寄合



の構成員を加えることで、「取締役」制の全体的な組織と運営のあり方を俯瞰してみた。まず取締役のトップとして三筋惣代取締役があつたが、先の事例によれば、本来これには各筋の組合取締役から一名ずつが選出されたものと考えられる。この三筋惣代取締役は、そのメンバーだけでも寄合を開いて重要案件の評議を行なつていたが、各筋の組合取締役を交えて寄合が開かれることもあつた。また、筋を単位として議定書が交わされていたことから、筋ごとに組合取締役による寄合をもつていたことが確認できる。その組合取締役は、組合村ごとに一名ずつ、各村の名主の中から藩当局によつて選出され、各組合村では、この組合取締役を中心に、各村の村役人による寄合が開かれていたのである。また、村内には村役人のほかに小前百姓のなかから二―三名が村方取締役(小前取締役)に任命され、先述したような村方の取締り業務にあたつていたのであつた。

文政一年の十ヶ年御勝手向改革以降の地方支配が、改編をくりかえしていったことは先に述べた通りである。それも時代が降るにしたがつて混沌ともいえる状況にいたるのであるが、そうした中でも組織としての「取締役」制は、次第にその態様を整えていくことになる。あるいは、そうした状況であるからこそ、「取締役」制、そして枠組みとしての組合村にかかる比重と期待が大きくなつていったともいえよう。それは、一面で在地の「自治」的能力を地域の再編成の手段として最大限に活用していくシステムの創出であり、三筋惣代取締役を頂点とする体系は、その一つの帰結であつた。とするならば問題は、これらの「取締役」機構が、それが直面した幕末期の社会情勢の中で、具体的にどのような役割を担わされ、実際にどのように機能していたかということであろう。

二 「取締役」の機能と組合村

1 「取締役」の廻状

表7は、足柄上郡雨坪村(南足柄市)の「配府帳」から廻状の発給者別にその数をあためてみたものである⁶⁶。小田原藩では、藩から出される廻状を「配府」と称しており、これをまとめたものが「配府帳」で、いわゆる御用留にあたる。この雨坪村の「配府帳」には、地方役所などの各種役所や藩役人からの「配府」の他に、組合取締役や助郷取締役・同肝煎などの在方に設けられた役職から出された廻状などが収録されている。そのため、藩からの指示だけでなく、こうした中間層の動向を知ることができるという意味で貴重である。これらの廻状は、「廻文」と称しており、藩からの「配府」と区別されている。ただし、雨坪村の「配府帳」は弘化二年(一八四五)から慶応四年(一八六八)までのものが二〇冊現存しているだけで、しかも破損の激しい史料があつて、そのすべてを分析できるわけではない。それでも、こうした形態の「配府帳」は、他の村では見られないことから、本稿の対象とする時期における藩の政策の展開と、取締役の役割・機能との関連を総体的に検討することが可能となる⁶⁷。表7では、これらの「配府帳」の内、完全なもの六点を選んで、発給者別に廻状の数を統計処理してみた。

一見して明らかのように、村方へ廻ってくる「配府」には、地方役所と郡奉行付の手代である郡(方)手代(地方手代ともいう)、そして代官からのものが多く、水害のあつた年などには川除方からの「配府」が増える傾向にある。民政のトップである郡奉行が「配府」を出すことはほとんどないが、これは地方役所が幕令の伝達や地方に関する基本的な

表7 雨坪村の配布帳にみる発給者別廻状数

	弘化4.2 ~同5.1	安政3.2 ~同4.8	万延1.9 ~文久1.6	慶応1.7 ~同2.8	慶応2.8 ~同3.2	慶応3.3 ~同4.1
地方役所	11(0.9)	18(0.9)	21(2.1)	14(1.0)	15(2.1)	27(2.4)
郡(地方)手代	11(0.9)	勤 公 16(0.9) 2	勤 公 9(1.1) 2	勤 公 9(1.2) 8	勤 公 7(1.4) 3	7(0.6)
代官	19(1.6)	31(1.6)	19(1.9)	21(1.5)	14(2.0)	15(1.4)
代官手代	6	2	3	3	1	3
寺社奉行	1	4	3	7	2	2
寺社奉行手代		4	3	1	1	1
川除方	3(0.3)	32(1.7)	7(0.7)	34(2.4)	5(0.7)	5(0.5)
作事方役所	1	3	1	3	1	1
国産方役所			1	2		
矢倉沢関所	1	3		2	1	3
三筋惣代取締役				2	2	3
組合取締役	16(1.3)	6(0.3)	22(2.2)	21(1.5)	8(1.1)	17(1.5)
助郷取締役・肝煎	8(0.7)	8(0.4)	6(0.6)	15(1.1)	14(2.0)	7(0.6)
村筒小頭		2			2	1
その他	17	5	12	15	3	11
不明	1	6	10	4	5	6
なし	3	11	1	11	13	10
合計	99(8.3)	153(8.1)	120(12.0)	172(12.8)	97(13.8)	119(10.8)

註)・南足柄市役所蔵 各年「雨坪村配布帳」より作成。

・郡手代のうち、「勤」は「勤農方」、公は「公事方」の郡手代を示す。

・()内は1か月の平均廻状数

通達を行っているためであろう。また、安政三年(一八五六)から慶応二年までは、先述した郡奉行の職務分掌を反映して、郡手代の「配府」が勤農方と公事方に分けて出されている。そこで問題は、組合村ないしは組合取締役を対象にした「配府」の発給主体であるが、これは圧倒的に代官からのものが多く、郡手代ないしは代官手代がこれを補完するといった内容となっている。改めていうまでもなく、これは組合取締役そして組合村が直接には代官の支配下に置かれていたことを示している。したがって、これを補佐するのが組合取締役の業務で、実際、表7をみてもかなりの数の「廻文」を出していたことが確認できる。内容的にも藩の地方支配や施策を補佐ないしは施行するための「廻文」や、寄合の召集・組合入用など組合運営に関する「廻文」を出しており、年によってはどの役所・役人よりもその数が多いこともあ

表8 組合取締役の役割と組合村運営

組合取締役の役割	内 容
① 質素儉約の励行・風俗の取締り 出入の仲裁	} 従来からの職務
② 年貢関係業務	立毛見分(大廻り)、取下り、検見等の世話および関係願書のとりまとめ/上納米俵拵、御用米・新御蔵米の上納と付出、夏成金の取立等
③ 組合村単位の負担	人足割と出金割
a) 夫中間割・助郷割・新御蔵割	異国船渡来・京都守衛・甲府城代等につき夫人足役/農兵取立/官軍通行につき人馬入用・大賄
b) 夫役の割当てと徴収	夫役金(異国船渡来割、藩主上京、將軍進発、甲府・江戸出張等)~箱根戦争割/冥加金(藩主入部・天守閣等修復入用・江戸上屋敷類焼・器械改め等)
c) 夫役金・冥加金の徴収	難村主段講・組合主段講・箱根無尽等の藩主導の講(積金趣法)/三筋非常備金
④ 主段講・非常備金の徴収と世話	田穀/荒地開発/炭の売買や統制、肥料の頒布と代金の徴集、植の植付け等の国産方に関する業務
⑤ 勸農の世話	鉄砲改め・酒造・農間渡世・荒地等の調査、物価の引下げ調査等
⑥ 書上類のとりまとめ	
⑦ 藩役人出郷の伝達と接待	

った。改めて、組合村を通じた地方支配の具体的な遂行の上で、組合取締役が重要な位置を占めていたことが確認できよう。また、慶応元年からは、少数とはいえ、三筋惣代取締役の「廻文」も廻達されており、この頃に、先に述べた「取締役」体制が整備されたことが確認できる。表8は、雨坪村の「配府帳」を中心に、他村の「配府帳」や関連する史料を集めて作成したものである。

表8では、組合取締役の役割として七つの項目をあげてみた。まず①の質素儉約の励行、風俗の取締り、そして出入の仲裁といった職務は、その嚆矢となる寛政一〇年(一七九八)の「取締役」設置当初から基本的な職務として上げられているもので、多言は必要ないであろう。次に②として年貢関係の業務を上げているが、事実関係として、「取締役」が直接年貢の取立にあたっていた訳ではない。ただし、年貢割付状の受け渡しのために地方役所へ村々の名主が出頭するように命じた代官の「配府」は組合村が単位であったし、「御用米俵拵米拵出来」の届出や御用米・新御蔵米などの割当や付出、あるいは夏成金の

上納などについても組合村が単位となっていた。年貢上納に関して組合村も一定度の役割を負っていたわけであるが、こと組合村に対する組合取締役の業務という点でみれば、年貢の割付を決める前段の立毛見分・検見・取下りといった作業が問題であった。立毛見分は、文字通りその年の稲の実り具合を見分するもので、郡奉行が郡手代を率い、分担して廻村した。立毛見分を含む郡奉行の廻村は、別に「大廻り」とも呼ばれているもので、組合取締役は、とくにこの立毛見分の前に、組合村々の「立毛願い」をとりまとめて提出する役目を担っていた。また、小田原藩では、立毛見分際して、田方の実り具合や検見を実施してほしい場所などを等級ごとにまとめた「耕地切帳」と称する帳面や、「村升合力」などを提出させ、これらを元に、必要であれば代官が検見を実施した。さらに、「取下り」は、先述したように、災害などによって地位の下がった田地の年貢額と減免の期限を決める作業で、郡手代が担当していたが、地方取締役が設置されてからは、同役が郡手代を率いて廻村するようになった。この「取下り」を願う願書もまた、組合村単位にまとめられ、組合取締役を通じて提出された。さらに、これらの業務に携わる地方役人は、それぞれ大廻り様・検見様・取下り様などとも呼ばれており、その廻村を村々に伝達し、段取りをするのが組合取締役の役割であった。また、これには地方役人に対する盆暮れの「御見舞」の手配といったものも含まれていた。もちろん、地方役人に限らず、藩役人の出郷―廻村に関して組合取締役は、その世話にあたっていたのであるが、これが⑦としてあげた藩役人出郷の伝達と接待ということになる。また、⑥書上類のとりまとめについては、前章で詳述した通りであり、これも組合取締役の職務としては基本的なものとなっている。

これらに対して、③④⑤としてあげた項目のほとんどは、幕末期に特有の状況を反映したものである。以下、表8を元に三つの側面から検討を加えてみることにする。

表9 中沼組合の組合高

	組合草高	組合割高	新御蔵高	夫中間高	助郷高
中沼	513石228	370石7	181石1	348石907	305石
狩野	555. 303	523.	162. 2	443. 906	382.
飯沢	143. 555	135. 11	40. 2	115. 3	95.
猿山	212. 687	231. 4	40. 9	159. 687	
関本	655. 529	631. 2	267. 5	93. 206	430.
雨坪	208. 526	193. 83	63. 4	160. 398	138.
福泉	169. 033	173. 72	63.	146. 905	95.
弘西寺	212. 116	227.	75. 4	167. 932	158.
合計	2669. 977	2485. 96	893. 71	636. 241	1593.

註）・嘉永3年2月「諸願書并組合諸高」（南足柄市役所蔵）より作成。

2 夫役・夫役金・冥加金と農兵取立

表8では、③組合村単位の負担として三つの項目をあげている。まずaとしてあげた夫中間割と助郷割、そして新御蔵の普請割は、組合村単位の賦課としてはもつとも基本的なものである。表9は、中沼組合の組合高を示したものであるが、これには「草高」の他に、「組合割高」「新御蔵高」「夫中間高」「助郷高」がそれぞれ別に設定されている。夫中間高は、江戸詰・小田原詰の夫中間およびその費用を領内の村々に割りかけるための高で、助郷高も同様に助郷人馬ないしは助郷出金を取り立てるための基準高である。小田原藩の場合、助郷ための組合が藩領の組合村と重なっていることが多いのが特徴であった。また、新御蔵は元蔵に対する藩の米蔵の一つで、承応二年（一六五三）に建設された。これらに関連して中筋吉田島組合では、組合村の役割として、組合惣代・助郷惣代・新御蔵惣代・（夫）中間惣代が設けられていたことが確認できる。いずれも村々が年番で勤めていたと考えられ、とくに組合惣代は、組合入用の勘定などにあたり、組合取締役とは別に組合御用として地方役所から呼び出しを受けることもあった。改めて、これらが組合村の機能として基本的な位置を占めていたこと

が想起されるが、この中でも夫中間割と新御蔵割は、その賦課が小田原藩領において組合村が設定される一つの契機であつたと考えられる。⁽⁷⁶⁾それが、この時期になると、組合取締役もそれぞれの業務に関与するようになり、側面から補佐する役割を果たすようになってくるのである。

これに対してbとcとしてあげた夫役および夫役金・冥加金の問題は、当該期に固有のもので、いずれも藩が置かれていた社会的・政治的状況を反映するものであり、それ故に組合取締役―組合村が果たした役割を明示する内容となつてゐる。そもそも幕末にかけての小田原藩政を規定した大きな要因の一つは、幕府から課せられた過重な軍役であつた。伊豆下田を中心とした海防軍役から、元治元年（一八六四）の京都守衛に水戸天狗党追捕のための越後出兵、慶応三年の甲府城代就任はもとより、江戸城の大番役や各門の警備、横浜・荻野村（厚木市）・曾屋村（秦野市）から御厨筋（御殿場市周辺）など近隣地域への出兵、そして箱根をはじめとする六か所の関所固めと、まさに息つく暇もないほどである。概して小田原藩は、幕末の政局の中で積極的な役割を果たしたとは言い難いが、関東の要衝を守る譜代の大藩として、藩にかかる比重は大きかつた。前述した嘉永六年（一八五三）の藩主忠愨の直書にも明らかのように、藩当局もまたそうした位置づけを充分認識していたのである。

しかしながら、こうした軍役負担は当然のごとく領内の村々にも転嫁された。近世の軍団編成は、その中に百姓の陣夫役を必須の要素として組み込んでいたし、ましてや当時の家中軍役は、実質的には在地からの夫役徵発によつて凌ぐ体制になつていたからなおさらである。それ故に必要なに応じて村々から夫人足や馬が徵発され、それらに支払われる給料を含めて、夫役としてかかつた費用は夫役金としてこれまた村々から徵収されたのであつた。⁽⁷⁷⁾表8では、雨坪村の「配府帳」を元に他の史料を加味してそうした夫役・夫役金の類を書き上げてみたが、異国船渡来・藩主上京・將軍進

発など多様な名目で賦課されていたことが指摘できる。次の史料は、元治元年の京都守衛にともなう郡中夫人馬の徴発とその入用に関するものである²⁷。

以配府申達候、然は 殿様 京都御守衛被為蒙 仰候二付ては、郡中夫人馬被 仰付候儀ニて申達候儀有之候間、此配府着次第御役所え可被出候、此段申達候、以上

五月十日

牧野又兵衛

須賀村

名主中

右之通御配府同日夜八ツ半時至来ニ付、急束^{（急）}十一日御役所え罷出候様、取締之者え 御代官より被仰渡候間、取締之者と相談致し、挨拶可致旨被 仰渡、郡中取締、村々一統、増藤町伊勢彦と申宿屋え引取集会致、御代官より被仰渡之趣申達シ有之候処、郡中為御入用と金壱万両差出可申様被 仰付御儀ニ有之候趣申達シ御座候、種々談示有之、夫々夫人足百石老人之積ヲ以京都迄差出し候積り、此儀は遠村之村方ハ宿方買上ケ之積りニ相成候、右、御入用出金之儀、当時廿五日迄二百石ニ付金五両ツ、差出し可申様、残金之儀は御掛様ニてハ用達被下候積り奉願上候処、此義ハ聞濟ニ相成候、御入用勘定之儀は御帰城之上之事ニ御座候

これによれば、まず、代官の「配府」にしたがって「取締之者」を中心に郡中で会合がもたれ、具体的な話し合いが行われたことがわかる。その結果、「夫々夫人足百石老人之積ヲ以京都迄差出し候積り」とされ、郡中入用として供出を命じられた一万両については、二五日までに一〇〇石につき金五両ずつを差し出すこととなった。この京都守衛にかかる費用は結局、高一〇〇石につき金一五両を三回に分けて上納することになっている²⁸。また、甲府城代として出張し

た際には、同じく高一〇〇石につき金三両ずつが割り当てられた。⁽²⁾ これらの夫役金が、組合村を単位として徴収され、組合取締役を通じて上納されたことはいうまでもない。

こうした夫役金の徴収とやらんで、とくにこの時期の問題として忘れてならないのが冥加金である。小田原藩ではだいたい藩主がはじめて入部する際に冥加金を募っており、これ以外にも例えば嘉永三年に江戸芝金杉の上屋敷が類焼した際に、天守閣の修復とあわせて冥加金の献納が命じられた。この場合も組合村が単位であり、和田河原組合八か村では、組合取締役の墟下村名主与惣右衛門が中心となつて総額五一両一分を集めている。⁽³⁾ 本来の意味からいえば冥加金は、一律に賦課される夫役金と違つて、財力にゆとりのあるものが任意で差し出す性格のものであつたが、領民にとつてみればある程度強制力をもつて受け取られたことも否定できないであろう。とくに幕末期ともなれば、先にも述べたような軍事費の増大をはじめとする藩財政の窮乏にともなつて、冥加金に依拠する度合いが強まってくる。慶応二年一月に献金を命じられた「器械改め」、すなわち武器の新調に対する冥加金募集は、そうした藩の実状をよく物語るものであつた。次に掲げる史料は、この「器械改め」に対する冥加金の募集を組合取締役に命じたものである。⁽⁴⁾

寅十一月十八日

取締役え

御武備之儀は 御代々様厚御世話被為在、近クハ弘化之度御領内海岸御台場御築立并大砲鑄造等にて、別段御手

厚之御備立ニ有之、然ル処方今之形勢ニ付ては、御軍制之儀是迄之俣ニては難被差置、御改正御取調ニて、殊ニ追々 公辺より被仰出候儀も有之、御器械類悉御一新之御変革と相成、莫太之御入費、猶此上之御入用御軍事ニ

付ても何程に可相及哉と深 御心痛被遊候、就ては一同承知之通去丑年地震ニ付、御居城并御家中屋鋪破損御修

覆御手宛向を始、引続天災、其上水損ニ付ては多分之荒地年々格外御取納減之上、水防御普請等難捨置場所ニ御手宛金不少、加之去々子年 御上京を始所々御人数出之御雜費高格外之大金、引続去ル丑年 御進発 御泊城ニ付、御城廻御普請向を始□昨今年御雇方御償金之儀、年々壹万兩たらず之御出捨、前書水損御取納減不少中不作引・御用捨米夥敷、既ニ御家中之面々意外之減米被仰付候程之儀、実ニ以御難渋之暮向ニ有之処、前書器械御新調等誠ニ以奉恐察候儀ニ有之、就ては素御軍事ニ付候儀は御国囲之事ニ付、相当之夫役金被仰付可然之処、郷中迎も前書簾々之天災、其上御上洛并御進発之大繼立ニて助郷村々多分之出金之上、御上京夫掛金も相重、難渋之次第御巡察被遊、既ニ 御上京夫人馬賃銀高掛金之内千五百兩、 御進発ニ付夫役可被仰付分五百兩余、都合式千兩余、右等諸家様夫掛金被仰付候中御厭ニて御用捨被仰出候程之儀ニて、何分ニも被仰出方無之、御迷惑之事共有之、依ては村々身元ケ成之もの、又は一村立、且組合限連年之 御高恩相弁え冥加金献上為致度存候、右は是迄御入部ニ付上ケ金も有之、其上種々之事ニて奇特筋相尽居候事ニ付、是迎も難申聞筋ニ候得共、前件不容易御時節次第ニ寄候ハ、乍恐 御家柄之儀長防始いづれ之場所え急速御出張之程も難計、第一器械御新調御嚴重は勿論、御時節ニ応候丈ケ之御武備ニ無之ては不相成儀と深 御心勞被遊候、御主意之程厚相弁え、上納金を為致度存候間、夫々利解之上願書差出候様取計有之度、尤献金上納之儀は下モ方都合ニ寄來春ニても差支無之候間、一同厚申合申通候様致度候、猶委細之儀は手代より可申聞候

すなわち、「方今之形勢」を顧みて軍制を改革し、新たに武器を一新したいが、そのためには莫大な費用が必要である。皆も承知の通り、嘉永六年の地震以来、災害や不作が打ち続いた上に、京都守衛のための上京や長州御進発の際の將軍「御泊城」など過重な軍役負担のために藩の財政も危機に瀕している。したがって、本来ならば軍事に關すること

は国を守るためであるから、今回も相当の夫役金を命じて当然ではあるが、郷中もまた同じように、頻発する災害や負担の過多によって難渋しており、すでに上京夫役金のうち一五〇〇両と、長州御進発夫役金のうち五〇〇両、都合二〇〇〇両を免除した程である。ついては、迷惑なことではあるが、「身元ケ成之もの」、または一村ごと、組合限りに連年の「御高恩」を考えて冥加金を献上してほしいという。軍事にかかわることはいえ、ここでは一律に夫役金をかけるのではなく、個人―村―組合村の区別なく、とにかく取れるところから取ろうというのである。実際、この冥加金献納の功勞者に対しては、慶応三年六月二日付けで大量の免状が発給されているが、これには個人の場合と村ごと、組合村ごとにとりまとめたものの三種類があった。ただし、この申し渡しが組合取締役に対して出されたことに示されるように、これもまた基本的には組合取締役―組合村―村といった組織が活用されている。中沼組合では、組合取締役の中沼村名主田造が、二月二十六日に「御冥加献上金」を上納したので、同日の朝までに「拙宅へ御持参被下度」という廻文を組合村々に対して廻している。

これらに関連して、今一つ農兵取立の問題を上げておきたい。小田原藩において農兵が取立てられたのは、慶応四年二月のことであった。この時の「農兵御取立演舌書」によれば、近年の世情不安の中で「悪徒共時勢二連レ追々悪行相働、何時御領分ニ立入、如何様之乱妨可致も難計」⁽¹⁰⁾ いために、他藩の例に倣って設置しようというもので、積極的であったと言い難い。実際、これに関連して三筋惣代取締役が農兵の勤め方について伺いをたてているが、藩当局は農兵は軍事御用のためではなく領内村々防備のためであると回答している。いずれにせよ、次の史料にみられるように、この農兵の取立も組合村が直接の単位であり、しかもここでは三筋惣代取締役―組合取締役という「完成」した「取締役」の系列が最大限に活用されているのである。

以廻文得御意候、然は兼て被仰出候農兵御取立之儀、弥其旨得御沙汰候間、人数・家数割取調差上申候間、御組合之内何村誰と名前御取調被成、来る廿日迄竹之花山さきや作兵衛方迄御出張可被成候、此段申上候、以上

中沼組合

忝人

中沼村

忝人

かの村

忝人

飯沢・福泉

忝人

猿山

忝人

関本

忝人

雨坪村

忝人

弘西寺

共九人

右農兵名前御取調御越可被成候

中戸川彦右衛門

間宮若三郎

神保忠右衛門

大急キ以廻文得御意候、然は別紙農兵御割付之通明後廿日迄御取極被成、廿日夕刻迄当村へ御書付御差出し可被成候、先は右様大急キ申上候、□も無間違御取極廿日夕刻迄御差出し可被成候

辰二月十八日

中沼村

田造

前章での検討を加味すれば、明らかに幕末期——とくに嘉永六年以降における幕府からの過重な軍役に対応するために領内の支配体制の整備が急務となり、それが「取締役」——組合村体制の整備と積極的な活用を促したことは確かであろう。三筋惣代取締役の設置もその一環であったと考えられる。あるいは、もはやそうした中間支配機構的な組織を抜きにしては、藩の支配自体が機能しなくなってきたといっても過言ではない。しかしながら、一面ではそれは際限なき負担の転嫁であったことも事実である。それだけに反面では、経営体としての藩体制を維持していくためにも、領主の責務として、村々の成り立ちや個々の経営を保証してやることもまた重要な課題であった。問題は、そこでもまた、「取締役」や組合村が重要な役割を担ってくるようになるということである。

3 主段講と非常備金

そうした政策の一環として第一に注目されるのが、「主段講」ないしは「積金趣法」と呼ばれる融通政策の広範な展開である。「主段講」「積金趣法」は、いわゆる無尽講・頼母子講の一種で、講によって集まった金の一部を利殖にまわし、資金の拡大や宿村の援助に活用しようというものであった。すでに文化・文政期（一八〇四～三〇）にも「融通積金趣法」「難村助成趣法」「大成趣法」「惣益趣法」など、藩の主導でさまざまな名目の積金趣法が行われていた。これらの仕法は何よりも講としての規模の大きさが突出していたが、幕末期にはむしろその多様性に特徴があるようである。例えば、天保一四年（一八四三）に新たに藩領となった大磯宿や平塚宿の救済のために企画された積金趣法、箱根宿無尽、

山王原村（小田原市）主段講、あるいは助郷役場改正のための助郷主段などである。そうしたなかでとくに、領内の村々全域に関係したものとして「難村主段積金講」と「組合主段講」があった⁸⁵。

「難村主段積金講」ないしは「難村主段講」という講がいつ頃から行われるようになったのか、はっきりしたことはわからない。すでに文政二年（一八一九）に「難村助成趣法」と呼ばれる藩主導の講が行われていたことは別稿で述べた通りである。しかしながら、その内容からいっても形態からしても、幕末期の「難村主段積金講」はこれと直接関係するものではないようである⁸⁶。また、「難村」という文言も報徳仕法をはじめとして、嘉永元年に成就したという東筋難村取り直し趣法、同じく安政元年に成就したという「中筋難村主段」、「村々開発・難村主段」など、さまざまな局面で見いだすことができる。ただ、これも具体的な内容については不明な部分が多い。そこで、現存している幕末の講関係史料を探ってみれば、例えば嘉永四年一〇月付の「趣段講掛金請取通」では年三会（二月・六月・一〇月）会合が開かれ、一口の掛金は二両二分で、荻野岩組合六か村で八口半を出資していることが確認できる。当り鬮の額や本数、資金の運用方法など、仕法の詳しい内容は確認できないものの、少なくとも組合村が受け皿になっていたことは確かである。これに対して、安政六年六月に開始された「難村主段積金講」では、仕法の具体的な内容や運営方法が明らかになっている。この「仕法帳」によれば、年季は一〇年で会合は年二会、三月二五日と一〇月二五日に開かれ、会ごとに一〇五両の掛金でもって、三〇〇口・一五〇〇両を集める。このうち当たり鬮は一會五本ずつで、初会から一〇回目までは掛金のほかに二〇両、また一回目から満会までは同じく掛金のほかに二五両が支払われた。ただし、当り鬮を引いた者は、後の掛け金がかからない取退無尽の形態をとっており、これらに諸経費の五〇両を加えた残りを利息八朱（年利八%）で利倍の貸付金として積み立て、満会の際に一口につき一一五両を割り返すというものであった⁸⁶。この会合場

所には中島村(小田原市)の本久寺があてられ、毎年三月と一〇月の二会の会合日には、代官が出張してきて差配を行なっている。掛金については、村ないしは個人で加入し、代官の指示で組合取締役が責任をもって組合村を単位として集めることになっていた。また、藩当局も御台所から三口、東・中・西筋それぞれの掛り代官と、地方役所から一口ずつ出資している。実際、雨坪村の「配府帳」をみれば、組合村や組合取締役に対して掛金の徴収や本久寺での会合を告げた代官の配府や、組合取締役自身の廻文を散見することができる。

この主段講が満会となった明治元年(一八六八)一〇月には、残り圍二〇〇口に対して約定通り一口につき金一一五兩^⑧ずつが割り返された上で、三筋それぞれに一〇〇〇兩ずつ、合計三〇〇〇兩の余剰ができたという。難村主段講は、まさに全領を対象とした講だったわけで、それなりの効果を上げていたことが確認できよう。また、一口あたりの掛金の総額が一〇〇兩であるから、たとえ圍に当たらなくとも一五兩の利益が懐に入る計算となる。その意味では、一発千金の要素よりも積立金的なニュアンスの強い講であったといえよう。なお、これらの余剰金については藩が無利息で預って、五年後に難村への貸付金に回されることとなり、講自体も「御継講」として継続されることになったが、その後の処置については不明である。

これに対して組合主段講は、それぞれの組合村だけを対象とした講であった。文久元年(一八六二)八月の中沼組合の「組合手段構無尽連名帳」によれば、この講の掛金は一口二兩で、二五口・五〇兩を集めるというものであった。^⑨先の難村主段積金講ほどには藩の関与はみられないものの、組合取締役が中心となって運用されたことにはかわりはない。雨坪村の「配府帳」によると、組合村を単位とするだけに、むしろ組合取締役が前面にたつて積極的に運営しているようにもみえる。

表10 東筋非常備金積み立て計画

	村数	合計高	軒数
往還通組合	12	高 4,635石86749	1,026軒
川通組合	8	高 6,167石887	654軒
府中通組合	16	高 6,927石09	583軒
曾我通組合	7	高 3,063石29	460軒
御伝馬替地組合	10	高 1,207石571	295軒
山田村組合	8	高 1,353石5291	332軒
上町村組合	5	高 1,537石516	273軒
曾屋村組合	9	高 1,160石4316	284軒
須賀村組合	10	高 1,046石5515	665軒
合計	85	高27,099石73339	4,572軒
割方		高100石に付金2分割	1軒に付1日銭1文 =1か年銭372文
集金額		金139両3分・永28文	金263両1分・銭655文
		1か年合金 403両2朱・銭13文	
		3か年合計1,523両1分3朱	

註) 嘉永7年7月「非常備金高軒別掛銭主段帳」大井町山田 丁義寺蔵より作成。村数は安政2年正月「小田原藩主大久保加賀守之録高明細書」「小田原市史」近世Ⅲ 史料1による。

であった。問題は、この備金六〇〇両を元手に、大磯宿・東小磯村、平塚宿・平塚新宿に津久井県組合を除く東筋九組合の村々が新たな「非常備金」の積み立てを計画し、藩当局の了解を得て実行に移していったことである。東筋九組合ではまず、先の六〇〇両に加えて、「身元ケ成之もの又は軒別・高割」によって五五〇両を捻出し、この合計一〇五〇両を年八朱の利息で地方役所に預けることとした。さらに、翌嘉永七年七月になると、三か年計画で、高割金と軒割金の積み立てによる非常備金の拡大を企画したのである。表10に示したように、高割は高一〇〇石につき金二分で、軒割は一軒につき一日に銭一文ずつ、一か年で三七二文を積み立てていくという

これらの主段講とならんで第二に注目されるのが、「宿村非常備金」制度の展開である。その発端は、嘉永六年二月に「東筋宿村為備金六百両頂戴」したことであった。この備金は、そもそも藩当局が従来から積み立てていたものであったが、「近年異国船度々渡来」により「年々夫人馬掛り高も夥敷難渋」していた上に、同年二月に小田原地方を襲った大地震で「一同及困窮」、さらに「此上来船之模様も難計」きことから、「村々相続方被遊御深察」れて下されたの

ものであった。そのために各組合村の合計高と家数が算出され、一か年に見積もれば、九組合の合計高二万七〇九九石余の高割金が二三九兩三分と永二四文、四五七二軒の軒割金が二六三兩一分と錢六五五文で、その合計は四〇三兩二朱と錢一三文となり、三か年では一五二三兩一分三朱を積み立てることができるという。ただし、「村高之内より出金仕候ては夫丈之分台減ニ相成候」ということで、「質素節儉ヲ第一ニ相守、其余繩索或は銘々手馴候業ニ出情仕、彼是之余力を以て出錢することとなつた。こうした方法は、報徳仕法はもとより、すでに文政二年の「難村助成趣法」の中で実施されていたものであつた。そしてこの集金については、「町家と違ひ場所ニ寄掛隔居候儀ニ付、日々取立と申儀ニは相成兼」ねるために、月々取り立て、あるいは年に三、四度ずつ取り立てて、「組合取締役之者より其都度 御役所様へ御預奉願上、前書非常備金え組込」むことを申し出ているのである。

さらに翌安政二年二月には、「去寅七月より十二月迄半年分月々取立御上納仕候処、一同相励、達方存外宜敷」ということで、新たな仕法替えを願ひ出ている。³⁰これは、仕法の実施期間を延長し、非常備金の積み立てを開始した嘉永六年から中一一か年で二万兩余を積み立てようというものであつた。具体的には、毎年、①元金に対して支給される八朱の利金(年利八%)に、②その年の掛金(高割金+軒割金)として四六七兩、③「身元ヶ成之者より加入金」二〇兩、「御役所様より頂戴金」一〇兩を加えて資金の拡大を目指していこうという。実際の運用にあたっては嘉永七年(安政元年)の集金額一四四二兩一分が元金となつているが、ともあれ、これをくりかえしていくことで、「来ル子十二月迄中拾壹ヶ年」、すなわち元治元年(一八六二)にあたる年には一万三三三兩三分二朱余を積み立てることができるという算段であつた。そして計画通り「満備」となれば、この内一万兩を「永久備え土台」として、毎年「八朱の利を以八百兩宛御下ヶ奉願上度」という。そうすれば、「無難之年柄ニは、御伝馬助郷役を始、諸役錢之一助ニも相成候」というのである。

実際にはこの仕法は、七か年目にあたる万延元年(一八六〇)四月に、備金の額が五〇〇〇両余に達した段階で、「一兩年不作并風災・水災等にて難渋仕居候者も御座候二付、先調集之儀当分見合申度」ということで打ち切りとなった。といえ、それまでの経過は当初の計画通りであり、この年まで順調に積み立てが進められていたことが確認できる。また、先の計画では「夫々備金も有之趣二付、除候処二申談」じていた、大磯宿・東小磯村、平塚宿・平塚新宿に津久井県組合もこの東筋非常備金に加入していたことが確認できる。しかも、その後の処置については、「五千両は非常為手当是迄之通御預ケ奉願上度」、すなわち八朱利で藩に預けることとし、残金についてはいったん下げ渡しを願った上で、これに「差金」して五〇〇〇両を冥加として差し上げることとなった。規模は縮小したとはいえ、仕法の後処理も計画通りであった。そして翌文久元年八月には、「加入金」を差し出した「身元ケ成之者」に対して一斉に褒賞のための免状が下されているのである。

この非常備金の制度は、もともと藩の主導で展開していた備金制度を東筋の村々が組合村を核として拡大発展させていったところに特徴があった。そのために東筋の仕法が際立っているものの、中筋でも万延二年正月に、筋を構成する一〇組合に対して中筋掛の代官が、「中筋組合村々非常備金」として一五〇〇両を預かったことを示す証文を発給したことが確認できる。その始期や仕法の具体的な内容については不明であるが、これもまた「年八朱之利足毎暮相下ケ」ることと、「天災にて元金入用之節は達次第下ケ金可致候」ことを確約しているのである。

さらに、中筋の西山家組合では、元治元年三月に組合村独自で「非常備金主段目論見」を立てている。これは「西山家組合九ヶ村之儀、田畑少之村方山稼のみにて、既去ル天保年中凶作二付ては、今日を営兼候者不少難渋致、漸相続罷成候処、其後風災・震災等も度々有之」ことと、「近年別て諸色格外高直二相成候」ことから、当年六月より辰年(明治

元年)までの五か年で金五〇〇両余を積み立てようというものであった。「後年之程御憐察之上、今般窮民撫育非常備金調集目論見御用被 仰付候」とあることからすれば、西山家組合の仕法が藩当局の了解をとりつけて計画されたことは明らかである。おそらくは東筋や中筋の成果を受けてのことであろう。具体的には、一年目に「村々身元之者共より出金」に「軒別・高割出金之分」を加え、九か村で二一五両を集め、毎年一割の利息を加えて備金の拡大をめざすというものであった。東筋や中筋の備金より利息の額は大きくなっているが、「身元之者共」の加入金や軒別金・高割金の出金は初年度だけであった。興味深いのは、そのかわりに三か年目まで毎年「炭仲買之者より為冥加」五〇両ずつ加入することを申し合わせていることである。そして「満備」の際には、「右利金之内天災・類焼等之節は難決人え金三兩ツ、被下置」ること、および「凶年之節は夫食為手当願次第元金之義相下ケ可申候事」となっている。西山家組合の非常備金は、山間部に位置した村々の「永久之相続」を保証するために、とくに生産条件や生業といった地域的な特質に最大限の配慮がなされており、それ故にまた、災害に対する対応策としての意味合いが強くなっているといえよう。

このようにみえてくると、主段講と非常備金には、幕末の小田原藩で展開した在地救済策、そのための融通政策としていくつかの共通点が指摘できそうである。その特徴をあえて一言でいえば、民間資金の積極的な導入と運用ということになる。民間に滞留する資金を広くかき集めてプールしつつ、藩当局の手で低利で運用し、それを在地に還元しないしは循環させていこうというシステムである。その前提としては、貨幣経済の広範な進展と資金を生み出す条件が検討されなければならないが、少なくとも村方の疲弊が指摘される一方で、こうした政策を実行に移すだけの資金の滞留があったことに注意しなければならないであろう。それらがまた、軍用夫役・交通夫役を中心とした負担の増大、打ち続く災害、そして社会そのものの流動化・変動に対処する救済資金として投入されていったのである。ただし、本来、個々

の家や村々の「永久之相続」^{II}「成立」を保障していくのが領主の責務であったという論理からすれば、こうした政策の展開自体が、藩権力そのものの一定度の後退を示す指標となった点も否めない。とりわけ藩財政の窮乏化が顕著となるにしたがって、在地の活力に依拠する傾向はますます顕著とならざるを得なかつたと考えられるが、それらを巻き込みながら一つの社会政策として展開していく点に、この時期の「御救」の特質を指摘することは充分可能であろう。⁹⁶ 無尽講や頼母子講の類を藩が経営することは、とくに近世後期には広くみられることであつたが、それはもはや単純な「庶民金融機関」ではありえない。また、非常備金も困穀―備荒対策の延長線上であつたとしても、それが下からの動きの中で拡大していった点を含めて、大きく質を異にするものであつた。藩当局の立場からすれば、それは在地の側の自助努力への志向であり、一時的には藩財政への補填として活用されたことも考えなければならぬであろう。一方在地の側からすれば、例えばそれが地方運営(救済)費用の民間調達という側面を色濃く持つていたとしても、藩の運用という「信用」を背景として投資することでもある。そこでもう一点指摘しておきたいのは、いずれの場合も「身元宜しき者」たちの資金があてにされているということである。本来的にはそうした資金は、民間の救済策として機能するものであつたが、ここではそうした「民間の救済力」もまた仕法の一環として組み込まれていったことに注目する必要がある。それだけに、藩財政の窮乏化が顕著になれば、仕法自体が破綻し、対立の芽となる可能性も高かつたが、現在のところ、そうした事例は報告されていない。

ともあれ、ここで再度確認しておきたいのは、これらの政策が組合村を単位とし、組合取締役が中心となつて推進されたということである。一面ではそれが、一種の集金機関および運営機関として位置づけられたという側面も否定できないが、領主の救済機能が後退していく中で、個々の経営や村々の「永久之相続」を組合村が補完する役割を果たした

こともまた事実であろう。その意味でも組合村、そして取締役にかかる比重は大きくならざるを得なかつたのである。これに関連して今一つ、取締役の役割として勸農に関する業務に注目しておきたい。表8には雨坪村の「配府帳」をもとにその一端を上げておいたが、例えば田穀(粉)の困い込みから詰め替え、下げ渡しなどは組合取締役が中心であり、組合村が単位であつた。そして三筋惣代取締役が設置されると、これも三筋惣代取締役↓組合取締役↓組合村というルートで行われるようになる。荒地や開発地の見分に関しては、必ずしも組合村が単位であつたとはいえないものの、安政三年(一八五六)の「配府帳」には、「組合村々荒地年限之分小前帳」提出に関する寄合について、中沼組合取締役の中沼村名主田造が廻文を廻してことが確認できる。興味深いのは、炭の売買や価格の統制、干鯛や油玉といった肥料の頒布や代金の徴集などの国産方に関する業務についても組合取締役が深くかかわつていたことである。また、同じく国産方を中心とした新規の事業として小田原藩では、文久元年から榎木の植付けを奨励しているが、これもまた組合取締役と組合村がその中心に据えられていた。この殖産政策については、新たに榎植付小奉行を設けて村ごとに苗木を配るなど、これまでになく積極的な姿勢がみられ、取締役はその廻村の世話や苗木の植付・管理にあつていたのである。

4 組合取締役の表彰

以上の分析結果からすれば、幕末にかけて急速に進展した取締役や組合村の組織化・強化にともなつて、さまざまな政策が大きく展開しているようにみえる。あるいはその逆もいえるのであるが、いずれにしてもそれはそれとして一定の評価が与えられなければならないであろう。しかしながら、前述したようにそれは同時に、地方支配の動揺そして藩

権力の後退と表裏をなすものであった。こうした政策の展開自体が、幕末にかけての社会情勢に対応するためのものであったにしても、その中で期待通りに機能すると考える方が無理がある。次の史料はこの時期の組合村々の窮状を訴えたものである。

乍恐以書付奉願上候御事

一組合村々の儀、連々困窮ニ御座候処、近年天災引続、就中異船渡来ニ付ては臨時御用多分相勤、難渋至極罷在候処、一昨酉年和宮様御参向上下御荷物夥敷、多分之出金如何可仕哉と奉存候折柄、往古より稀成 御上洛御触出ニ相成、依て諸家様御通行不一通、弥難渋ニ陥候場合え 御上洛ニ相成、此儀は一統御国恩之儀と奉存必至ニ相勤候処、 御公辺ニおゐても是迄之御振合ニ違ひ御変革等も有之、都て不奉申上候通も御承知ニも被為在候通諸色高直、旁々以出金ニ相迫り、為融通家株質入其外手之届丈は工風尽、其上口々 御役所様御主段金等押て御拝借奉願上出金仕候得共、未夕取纏、連紙証文金壹万五千兩余之借用ニも相成、返済之手便は勿論、此上之出金如何可仕哉、是非共 御上様え取纏り御憐愍奉願上候より外無御座奉存候得共、 御上様通も莫太之御物入眼前奉承知候二付、一統之者共奉願上兼罷在候得共、追々窮迫、此上之御用向ニ御差支も可生哉難計奉存候二付、兼々当春已来も不奉願恐奉願上候通、何卒出格之思召を以馬喰町御金御拝借被成下置、御貸付被下置、年永御上納ニ相成候様被成下置候ハ、此未退転も不仕、御百姓相統出来可申、然ル上は御用向は勿論、 御上様え不奉懸御苦勞候様御返上納之道相立可申候間、御慈悲を以奉願上候通御聞濟被成下置候ハ、私共は不及申上、一統難有仕合ニ可奉存候、尤金子入用仕訳書は別紙ニ端書ニ相認メ可申上候、以上

文久三癸亥年九月

名主

中戸川彦右衛門

金子村

名主

間宮若三郎

穴部新田

名主

与右衛門

曾我谷津村

名主

文右衛門

其外

御手代様宛

連名が途中で省略されているが、記載されている部分と内容でみる限り、中筋各組合村の取締役が連名で同筋の代官手代に提出した願書とみて間違いないであろう。ここでは組合村々「連々困窮」の要因として、天災の連続と、異国船の渡来、和宮降嫁、將軍上洛にともなう負担の増加、そして物価騰貴の問題を上げている。組合村々では「家株質入」その他手のおよぶだけの工夫を尽くし、さらに「御役所様御主段金」などの拝借を願い出ても累積した借金は一万五〇〇両余にもものぼるといふ。この「御役所様主段金」は先に検討した主段講の類で、掛金の内、貸付にまわされた分を拝借したものと思われる。現実これら資金が諸負担や天災などによる窮状を救うための拝借金として活用されたことを知ることができる。何より、取締役や組合村の機能強化は、まさにこうした事態に対処するためのものであったと考えられるが、現実の社会変動はそうした思惑を越えて組合村々を苦しめていたことが確認できよう。

そうした中、慶応元年一二月二四日付で組合取締役に対する免状が下賜された。現在のところ一〇点の免状を確認している。ここでは東筋府中通組合の取締役で矢作村（小田原市）の名主星崎宇三郎に対する免状をあげてみよう。

其方儀、組合取締役申付候以来追々御用筋多端ニ相成、其上震風災、度々之水難等ニて疲弊ニおよび候村方も有之、加之引続御用家御用物多分通行、殊ニ兩度之 御上洛 御進發等ニて助郷高掛夥敷難渋ニ陥候中、御上京

ニ付ても夫役高懸莫太之儀ニ付、御代官共より申聞候処、組合限取纏、追々致上納候儀、畢竟役前厚相心得、村役人・小前末々迄申諭方行届、人氣も相進、奇特之事ニ付、委細達 御聴ニも候、依之忝一代脇指可差免旨被仰出候間、申渡もの也

慶応元乙丑年十二月廿四日

近藤主馬 (花押)

郡権之助 (花押)

山本修理 (花押)

矢作村

名主

星崎宇三郎とのへ

発給者は郡奉行で、他の免状でも文面はほぼ同じである。小田原藩において郡奉行を発給主体とする表彰が行われるようになったのは、忠真の時代、文政三年一二月に千津島村（南足柄市）の名主文右衛門が、二宮金次郎の献策で新たに策定された年貢斗升を献上した功に対して、一年分の年貢米の内二俵を免除されたのが現在のところもつとも早い例である。これが天保期以降には、次第に脇指・袴着用などの免状を下賜するものが一般的となり、忠愍の代になってその形式が整う。その後幕末にかけ、とくに嘉永期以降には乱発ともいえるほど大量の免状が発給されるようになるが、そ

の中で組合取締役が表彰された意義は大きい。しかもこの内容からみる限り、当時の組合取締役全員が一斉に表彰されたとみて間違いないだろう。「組合取締役申付候以来追々御用筋多端二相成」という文言は、次第に役割が増大していく取締役の現状を物語っており、藩当局もそれを充分認識していたことを示している。その上で、嘉永六年の大地震をはじめとして、頻発する風害・水害などの災害による村方の疲弊、幕末の騒乱にもなつて増大する街道の負担、とくに二度におよぶ將軍家茂の上洛に長州征討のための御進発、そして京都守衛を命じられた藩主忠礼の上京にともなう夫役高掛の徴収と続く表彰の内容は、先の願書の内容と同様であり、願書提出以降の動向を含めて、これまた取締役が果たした役割の大きさを明示している。その意味で、取締役の願書と取締役への免状の内容は表裏の関係にあり、そこに藩の「御用」を遂行する立場でありながらも、在地の要求を代表する存在でもある中間支配機構としての取締役の苦悩が集約されているといえよう。この時期に組合取締役が一斉に表彰される理由もそこにあつた。そもそも小田原藩の表彰制度の中で免状が発給されるのは基本的に名主に限られており、それ自体が名主層の再編と藩政への取り込みを意図していたと考えられる。したがつて、その上に立つ組合取締役に対する一斉表彰は、これも一面では懐柔策であり、中間層の積極的な抱え込み策であるが、広域行政の核として、もはやそれを最大限に活用できなければ、地方支配を維持できないばかりか、過重な軍役と社会変動の中で藩の体制そのものが内側から瓦解してしまうということである。それは、おそらくほどの藩でも共通する課題であつたと思われる。

ところで、小田原藩の表彰制度では、発給される免状の内容に順序があつた。功績を積むにしたがつてまずは脇指御免、次に袴着用御免、そして苗字御免の順番で免状が与えられ、さらに功績を積めば、忰一代脇指御免↓忰一代袴着用御免というように次代へと拡大されていった。これは基本的には免状がその代限りの功績として与えられたことを示し

ている。また、功績の内容によつては、いくつかの免許がまとめられて与えられることもあったが、帯刀が許されることは少ないようである。^(四)

矢作村名主星崎宇三郎の場合は倅一代脇指御免であったが、他の九例では脇指御免が二名、袴着用御免が三名、苗字御免が三名、倅一代袴着用御免が一名となつている。これまでも功績を重ねていたことは明白で、脇指を許された二名にしても、その家としてみれば以前に免状を受けていたことが確認できる。また、功績の内容も「村柄取直」、前述した非常備金への献金、藩主人部に対する献金、再開発、「助郷方出精」に「助郷役場御取締筋改法」など多方面にわたつている。逆にいえば、組合取締役にはそうした負担や役割を果たすことができる者が任命されていたことを示しているといえよう。さらに注目されるのは、組合取締役に対する免状一点だけが現存している一例を除いた残りの九例のすべてが、先述した器械改め真加金献納の功によつて、慶応三年六月二十八日付けの免状を受けているということである。とくにその当時も組合取締役を務めていた人物の免状には、名主に対する一般の免状が「其上小前之もの共より多分之金子差上候段」と記されているのに対して、「其上組合村々よりも多分之金子差上候段」という文言が用いられて區別されている。^(五) 改めて、取締役に期待されたものが何であったかを確認することができよう。

むすびにかえて

小田原藩の場合、行政体としての組合村はすでに一八世紀半ばの延享期にはその存在を確認できるが、それぞれの名称を含めて、それらの輪郭が明確となるのは一九世紀以降、藩主忠真の代になってからのことであつた。この時期には

忠真が中心となつて推進した改革の一環として、「組合取締役」と呼ばれる中間支配機構が設置されている。しかしながら、「取締役」制が本格的に活動を開始し、組合村が行政体として積極的に活用されてくるのは、次代忠愨の治世以降のことである。本稿の課題は、その過程と内容について具体的に検討を加えることであり、その結果、これには大きく二つの画期があることを確認した。

第一の画期は天保八年（一八三七）の「役方筋分」である。これは地方支配機構の組織替えを通して、報徳仕法の導入を含む領内農村の再編強化を標榜したもので、直接的には天保飢饉後における村落の救済を契機としていたが、長期的にみれば村借りなどによる長年の疲弊とそれともなう村々の動揺をくい止めていくことを目指したものであったといえる。ただし、その背景として、改革の推進者であった藩主忠真がその途中で死去したこと、その跡を継いだ嫡孫の忠愨が若年であったことから、藩当局内部の動揺を抑えつつ、これを補佐する新たな指導体制を構築していかなければならないという事情があった。そうした中で、取締役および組合村がその中核として積極的な役割を担っていくようになったのである。とはいえ、その過程を子細に検討すれば、藩の政策が同時期の幕府の政策と連動し、不可分の関係として展開していったことに注目しなければならない。具体的には天保七年頃から活発化してくる関東取締出役の活動、そして天保一二年にはじまる天保の改革が、藩当局のそうした意図と絡みつつ、積極的に利用されたということである。とくに天保改革にともなう海防政策の強化は、役方筋分とならんで組合村の組織そのものの改編を促すものであった。

第二の画期は嘉永六年（一八五三）で、二月に小田原地方を襲った大地震と六月のペリー来航が大きな転機となった。二月の大地震は、その被害が甚大であったばかりでなく、その後も風水害などの自然災害が頻発したことで領内の窮乏化が大きく促進されることとなる。幕末く維新时期は寒冷化による天候不順が集中した時期であり、それが当該期の政治

的・社会的混乱に拍車をかけることになった。その政治的・社会的混乱が六月のペリー来航を起点とすることについては改めていうまでもないであろう。小田原藩の場合もまた、海防はもとより、江戸・京都および周辺地域の警備などの軍役負担や街道の負担など、幕府からの過重な役儀が藩の行財政を大きく圧迫していくこととなる。そこに関東の要衝を守る譜代藩としての規定要因をみたわけであるが、藩当局もこうした事態に対して嘉永六年の暮れから新たな行財政の改革に取り組まざるを得なかった。ただし、その一環として行われた地方支配の再編強化策については、その後頻繁な組織替えや機構改革を繰り返すことで、混乱ともいえる状況を露呈することになる。そうした状況下においては、これを補完するシステムとして、取締役―組合村にかかる比重は前代にも増して大きくならざるを得なかったと思われる。実際、この後幕末にかけて、その組織自体が三筋惣代取締役の設置とこれを頂点とした組合取締役―組合村体制の整備という形で大きく進展している。それが受け皿となり、緩衝剂的な役割を果たしたことは明らかであろう。

第二章では、幕末期におけるこのような取締役―組合村の役割・機能・活動について具体的に検討した。ここではその役割や機能を全般的に扱っているが、その中でもとくに大きく二つの動向に着目している。第一は、第一章との関連から幕末期における軍役負担に関する問題をとりあげた。とくに本稿ではその象徴として、夫役・夫役金・冥加金および農兵取立の問題を具体的に検討することで、その受け皿としての取締役―組合村の機能を明らかにした。その上で、こうした幕府からの過重な軍役負担とこれを在地へと転嫁させて行かざるを得ない必然性が、取締役―組合村体制の組織的・機構的整備を推進させる大きな要因となったことを確認した。

第二点目としては、取締役―組合村体制がもつ今一つの規定要因として、在地救済策の問題を取りあげた。ここではとくに、災害の連続、過重な負担、そして社会変動の増大に対応した在地救済策として、主段講・非常備金といった融

通政策の展開を取りあげている。本稿ではその特質を民間資金の積極的な導入・組織化と藩による運用、そしてそれらを在地へと還元・循環させていくシステムとして捉えた。藩当局にとつてみれば、それは反面で、在地の側における自助努力を喚起するものであり、財政窮乏の中で民間の経済力への依存を強めていったことを示している。本稿の論点からすれば、これもまた、取締役―組合村が在地における運営機関となることで実現可能であったことが重要であり、それゆえに組織化・機構化の今一つの規定要因となつたと考えられるのである。それは同時に、これらの中間支配機構および広域行政体が近世後期―幕末・維新期の社会情勢の中で、個々の経営や家・村々の「成立」を保障し、管理する機能を強めていったことを明示している。総括すれば、それは民間活力の積極的な導入と組織化によつて村落体制を再編・維持させるための試みであつたといえよう。したがつて、慶応元年（一八六五）に行われた組合取締役の一言表彰は、こうした社会状況の中で果たしたその役割に対する積極的な意義づけであつた。それは確かに中間層の藩政への取り込みを物語るものであるが、藩権力の後退、藩財政の窮乏という現実の中で、それに依拠せざるを得ないという意味での一つの帰結でもあつた。近代に連なる形で近世後期の中間層が著しい成長を遂げていったとするならば、その経済力とともに、広域行政に対する広範かつ必然的な要請があり、幕藩領主の側からすれば、地域的差異や置かれた状況の差異を越えて、それが当該期に共通する課題となつていたといえるのではないだろうか。

藩政の展開と取締役―組合村の機能・役割という課題より、本稿で明らかにした論点は以上である。とすれば、残された課題は、これを受け止める在地の側ということになる。具体的にいえば、一つには村々における合意形成の方法や行財政の処理過程などの具体的な組合村運営のあり方を問題にしたい。また、そうした中で取締役や各村の村役人がいかなる意志を形成し、具体的にどのような活動を展開していくのか。小前百姓以下の存在を含めて、それらの動向を

多面的に検証しつつ、今一度本稿の論点とぶつけ直してみる必要がある。その際、ただ単に対立する側面を強調するだけではなく、藩当局とそれぞれの依存関係を含めて総合的に検討していかなければならないと考える。それらの試みを積み重ねていくことによって、幕末〜維新期における地域結合—地域社会の形成といった問題が具体的に浮かび上がってくるのではないだろうか。他日を期したい。

註

- (1) 久留島浩「郡中惣代の機能について」〔信濃〕第三〇巻第五・六号)、同「長州戦争と備中の幕領—幕領における中間支配機構の考察」〔史学雑誌〕第九〇編第九号)、同「直轄県における組合村—惣代庄屋制について」〔歴史学研究〕一九八二年度別冊特集)、同「地方税」の歴史的前提—郡中入用・組合入用から民費、地方税へ—〔歴史学研究〕六五二号)など。

- (2) 宮崎勝美「飛騨幕領における惣代名主制」〔論集きんせい〕第七号)、同「天明期羽州村山郡幕領の石代納闘争と惣代名主制」〔日本近世史論叢下〕吉川弘文館)、前田美佐子「摂河泉幕領における郡中惣代制について」〔ヒストリア〕第一〇七号)、山崎圭「幕末における郡中取締役の成立と地域—信濃国佐久郡岩村阿部氏の動向—」〔史料館紀要〕第三一号)、同「信州藩領における地域支配と陣屋三元村名主・郡中代」〔史学雑誌〕第一〇九編第八号)など。

- (3) 澤登寛聡「近世初期の国制と『領』域支配—『徳川政権』関八州支配の成立過程を中心に—」〔関東近世史研究〕第一一五号)、同「三田領の成立と地域秩序」〔歴史手帖〕第一三巻一二号)、大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格—武州野方領の分析を中心に—」〔徳川林政史研究所「研究紀要』昭和五八年度)、岩田浩太郎「関東郡代と『領』—江戸周辺地域編成の特質—」〔関東近世史研究〕第一六号)、熊沢徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」〔史学雑誌〕第九

四卷四号)、同「江戸周辺農村における「領」と「触次」制—武蔵国荏原郡六郷領の事例をもとに—」(『論集きんせい』第九号)、小松修「割元役と組合村制の成立—上州山中領の場合—」(『関東近世史研究』第一八号)、佐藤孝之「近世前期の「領」支配と割本制—上州山中領を事例に—」(『地方史研究』第二二〇号)、同「上州山中領における割元制と組合村」(『群馬歴史民俗』第二二号)など。なお、佐藤氏は関東以外の事例として、遠江国における「領」についても検討を加えている(『近世前期の広域村落支配と「領」』『国史学』第二二三号)。

(4) 米崎清実「改革組合村の構造—武州多摩郡日野宿組合村を中心として—」(村上直編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館)など。

(5) まとまった研究成果として、水本邦彦「近世の郷村自治と行政」(東京大学出版会)、藪田貫「国訴と百姓一揆の研究」(校倉書房)、村田路人「近世広域支配の研究」(大阪大学出版会)、岩城卓二「近世村落の展開と支配構造—「支配国」における用途を中心に—」(『日本史研究』第三五五号)、同「上方八カ国幕領支配について」(『有阪隆道先生古希記念会編』『日本文化史論集』同朋舎出版)、同「御用」請負人と近世社会」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四七号)などがあ

る。

(6) 志村洋「越後地主地帯の大庄屋制支配」(渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』岩田書院)、同「藩領国下の地域社会」(渡辺尚志編『新しい近世史4村落の変容と地域社会』新人物往来社)、同「幕末期松本藩組合所と大庄屋—惣代庄屋」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力—権威とヘゲモニー—』山川出版社)、定兼学「近世中後期における地域形成の一側面」(『史学研究』第二〇七号)、胡光「近世村入用と地域秩序—近世中後期伊予西条藩領を中心として」(『九州史学』第一〇六号)など。

(7) 研究史の論点やまとめについては、久留島浩「村と村の関係—組合村(村連合)研究ノート—」(『歴史公論』第九号)、

熊澤徹「組合村(村連合)」(『日本歴史大系』3近世、(山川出版社)、渡辺尚志「日本近世における地域」(『歴史科学と教育』第一〇号)、同「近世村落の特質と展開」(校倉書房)、大塚英二「郡中議定になぜ注目するのか」(『新視点日本の歴史5近世編』新人物往来社)などを参照されたい。

(8) 一九九五年一月二日に東京大学で開かれた第九三回史学会大会・日本史部会(近世)において「社会的権力」をテーマにしたシンポジウムが開催され、その成果が久留島浩・吉田伸之編「近世の社会的権力―権威とヘゲモニー―」(山川出版社)として刊行された。この中で吉田氏は、近年の地域社会論を批判的に検討しながら、社会的権力という視点を導入する意義について述べられ(『社会的権力論ノート』)、久留島氏は、藩領における大庄屋研究の進展を受け、自らの幕領における惣代庄屋研究と合わせてその論点の整理を行いつつ、これら中間支配機構研究を社会的権力論で読み直す視点を提示されている(『中間支配機構』を「社会的権力」論で読み直す―惣代庄屋と大庄屋の「間」―)。いずれも今後の研究を展望していく上で示唆的な論考であるが、その中で両者が佐々木潤之介氏の村方地主論、豪農論、豪農的社會権力論など(佐々木『幕末社会論』塙書房、同「世直し」岩波新書、同「幕末社会の展開」岩波書店)に触れて、批判的に再検討されている点に注目したい。近年の中間層研究が中間支配機構研究として、主にその行政的側面が重視されていることは本文に述べたとおりであるが、地域社会の全体的な把握のためには、佐々木氏が提起されてきた問題、とくにその経済的諸側面との関係を明らかにする必要があり、その有機的な連関―構造を把握することはいまだ重要な課題であると思われるからである。

(9) 藪田貫「御館入与力」について―「支配国」と領主制―(『日本史研究』第四一〇号)、山崎善弘「近世後期における領主支配の転換と「取締役」制」(関東近世史研究会編「近世の地域編成と国家―関東と畿内の比較から―」岩田書院)。

(10) 小田原藩の海防問題については、下重清「小田原藩の海防―非常時出兵体制から浦固め体制への変遷―」(『地方史研究』第二五四号)、同「嘉永―安政期の小田原藩の海防―武備強化の様相と夫人足の徴発―」(『小田原地方史研究』第一九号)に詳しい。

(11)(12) 拙稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」(『おだわら―歴史と文化』第八号)。

(13) 十ヶ年御勝手向改革については、拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」(森山恒雄教授退官記念論文集 刊行会編『地域史研究と歴史教育』熊本文化出版文化会館)参照のこと。

(14) 忠真の改革における最重要課題は藩財政の再建にあり、この問題点については註(13)拙稿で述べた通りである。それだけに忠真死去後の財政再建問題を中心とした藩政の動向を究明することもまた重要な課題であるが、この点については別稿を準備したい。

(15) 『南足柄市史』2資料編近世(1)史料一二(以下『南足柄市史』2史料一二などと略記)。

(16) 『小田原市史』史料編近世Ⅲ藩領2史料九(以下『小田原市史』近世Ⅲ史料九などと略記)。

(17) 『小田原市史』近世Ⅲ史料一三。

(18)(19) 前掲註(11)拙稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」。

(20) 天保九年一月「以書付御願申上候事」小田原市府川稲子正治家文書。

(21) 組合取締役は通常一組合につき一名であったが、ここでは二名が勤めている。ただし、こうした事例はほかにみられないことから、この場合は穴部組合の取締役が与一郎から佐一郎に交代するための臨時的な措置であったと思われる。

(22) 『南足柄市史』2史料二二七。「二宮尊徳全集」第一六卷四二・五一頁。

(23) 『秦野市史』第三巻近世史料2史料二二(以下『秦野市史』三史料二二などと略記)など。

- (24) 弘化四年二月「御配府其外諸事控」南足柄市役所蔵。
- (25) 拙稿「若者仲間と若者条目」（『史談足柄』第二八集）。
- (26) 『南足柄市史』3史料五一。
- (27) 『南足柄市史』3史料五四。
- (28) 松尾公就「小田原藩政の展開と報徳仕法（一六）」（『かいびやく』第五四五号）。松尾氏はこの論文（二〇）（二一〇）を「かいびやく」第五三八号から第五五一号にかけて掲載されている。ただし、こと藩政の問題に関していえば、史料の解釈や位置づけを含めて、なお検討する課題が多いように思われる。これは第一に、藩政に関する研究が立ち後れていたためであるが、この時期の藩政の展開については、また別稿を準備したいと考えている。
- (29) 天保一二年六月「出郷中雜記」報徳博物館蔵。この「出郷中雜記」については、松尾公就氏が「かいびやく」第五五号（第五五七号）に書き下し文を掲載されている。
- (30) 天保八年三月「御仁惠御下金割賦頂戴帳」『二宮尊徳全集』第一五卷四一五頁。前掲註(28)松尾「小田原藩政の展開と報徳仕法（五）」参照。
- (31) 天保九年一月「組合取締役之者より差出候書付 中筋掛り」『二宮尊徳全集』第一六卷。
- (32) 天保九年二月「御掛り様より御配府面之写」小田原市府川稲子正治家文書。
- (33) 大口勇次郎「天保七年「旧弊改革」と関東取締出役」（『信濃』四〇卷三号）。『寒川町史』3資料編近世(3)第二章 寄場組合への通達、筆者解説部分参照のこと（以下『寒川町史』3と略記）。なお近年、吉岡孝氏によって、関東取締出役設置の目的を従来の警察機能としてではなく、身分統制の問題として捉えるべきであるという論点が提示されており、注目される（『近世後期関東における長脇差禁令と文政改革』『史潮』新四三、同「関東取締出役成立についての再検討」）

『日本歴史』第六三二号。

(34) 拙稿「天保期の幕府鉄砲改めについて—小田原藩領を事例として—」(『湘南史学』東海大学大学院、第一〇号)。

(35) 多仁照広『若者仲間の歴史』(日本青年館)。大口勇次郎「関東取締出役について」(『寒川町史』3解説)。

(36) なお、鉄砲改め以外の酒造調査や奇特人の調査といった政策についても組合村—組合取締役がその受け皿となっていたことが確認できる。註(34)拙稿「天保期の幕府鉄砲改めについて」を参照のこと。

(37) 内田哲夫『小田原藩—土農工商の生活史—』(有隣新書)。

(38) 『小田原市史』近世Ⅲ史料一八。

(39) 『小田原市史』近世Ⅲ史料一六四。

(40) 『小田原市史』近世Ⅲ史料一六五。

(41) 『御殿場市史』第一卷六六〇頁。

(42) 『南足柄市史』3史料二二二。

(43) 『小田原市史』近世Ⅲ史料一〇七。

(44) 『神奈川県史』資料編5史料一三〇、『秦野市史』三史料一一〇など。

(45) 『寒川町史』3史料一四二。

(46) 前掲註(1)拙稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」。

(47) 天保一三年五月「組合取締議定書」大井町篠窪小島睦夫家文書。

(48) 天保一三年一〇月「先年より追々被仰出書」開成町岡野内田元雄家文書など。

(49) 『南足柄市史』3史料二二四。

- (50) 『寒川町史』 3史料一五〇。
- (51) 前掲註(10)下重「小田原藩の海防」。
- (52) 嘉永六年十一月「御取締之儀二付被仰出候控」小田原市立図書館有信会文庫。
- (53) 「近世小田原史稿本 下」小田原市立図書館片岡文書。
- (54) 前掲註(13)拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」。嘉永六年の臨時取締り仕法と俸禄米の問題については、別稿を準備したい。
- (55) 『開成町史』資料編古代・中世・近世(1)史料六。
- (56) 「二代記」小田原市立図書館有信会文庫。
- (57) 「一代記」。なお、この日小田原藩の軍制として越後流軍制を採用することと、藩校諸稽古所の職員の順席を改正することが申し渡されている(前掲註53「近世小田原史稿本 下」)。
- (58) 『御殿場市史』第一卷史料八三二。
- (59) 前掲註(56)「二代記」。
- (60) 『御家中先祖並親類書』 2、3。
- (61) 「吉岡由緒書」兵庫県川西市吉岡偉皓家文書。
- (62) 慶応三年正月「御配府其外諸事控」南足柄市役所蔵。
- (63) 『湯河原町史』第一巻原始・古代・中世・近世資料編近世史料一〇一など。
- (64) 神奈川県立公文書館所蔵矢野家文書。なお、湯本村の名主九蔵は、二宮尊徳の高弟として著名な福住正兄その人である。

(65) 三筋惣代取締役に関する以上の変遷については、神奈川県立公文書館所蔵の矢野家文書に収められた横帳類を分析して抽出した。

(66) 弘化二年（慶応四年各年）「御配府諸事控帳」南足柄市役所蔵。以下本章の史料について、とくに断らない場合は、この雨坪村の「配府帳」に収録されたものである。

(67) 雨坪村は、中筋中沼組合に属しており、役方筋分後の天保九年（一八三八）頃から弘化二年（一八四五）頃までは弘西寺村（南足柄市）の名主猪野右衛門が組合取締役を勤めていた。その後、若干空白期間があつて確認できないが、弘化四年には中沼村（南足柄市）の名主田造と交代していることが確認でき、万延元年（一八六〇）八月に田造の退役にしたがつて、田造がこれを継ぎ、慶応四年（一八六八）からは雨坪村の名主矢野七兵衛が勤めていた。

(68) 前掲註(11)拙稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」。

(69) 安政四年「御配府留日郷用覚帳」開成町宮台草柳才助家文書など。

(70) 小田原藩の組合村は、明和期頃にはその存在が確認できるといわれているが（『神奈川県史』通史編近世2など）、実際、各村の「配府帳」などによると、すでに延享期頃には夫中間割などとかかわつて組合村が設定されていたことが確認できる（延享四年正月「卯年御用村次御配符書留」山北町皆瀬川井上安司家文書）。組合村設定の問題については、阿部昭氏が検討を加えられているが（阿部「近世中期村社会の動揺とその再編——小田原藩領西相模地方の地域社会の構造を中心に——」『おだわら——歴史と文化——』第八号）、本稿で指摘した問題を含めて、今後さらに検討が必要であらう。

(71) 前掲註(10)下重「嘉永—安政期の小田原藩の海防」。

(72) 『平塚市史』2資料編近世1史料二七。

(73) 『大磯町史』2資料編近世(2)史料二三七。

- (74) 元治元年二月「殿様上京ニ付使役金取立帳」大磯町波多野正之家文書。
- (75) 「南足柄市史」2史料七九。
- (76) 慶応二年二月一日「冥加金被仰付候節被仰渡書控」南足柄市壺下加藤英男家文書。
- (77) 「小田原市史」近世Ⅲ史料二七八～二八五など。
- (78) 「小田原市史」近世Ⅲ史料三〇三。
- (79) 慶応四年正月「当辰御配府御用控帳」開成町宮台草柳才助家文書。
- (80) 慶応四年正月「御配府諸事控帳」南足柄市役所蔵。
- (81) 前掲註(11)抽稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」および註(13)「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」。文化・文政期の積金趣法については別稿を準備したい。
- (82) 「南足柄市史」3史料二〇六、「御家中先祖並親類書」2～3など。
- (83) 前掲註(11)抽稿「近世後期における小田原藩の改革と中間支配機構」。
- (84) 「御家中先祖並親類書」2～3。
- (85) 嘉永四年一〇月「趣段講掛金請取通」南足柄市苅野武井重雄家文書。
- (86) 安政六年六月「難村趣段積金講企帳」南足柄市役所蔵。
- (87) 明治元年一二月「御趣段講初会掛金取立帳」南足柄市壺下加藤頼一家文書。
- (88) 文久元年八月「組合手段構無尽連名帳」南足柄市弘西寺実方正作家文書。
- (89) 嘉永七年七月「非常備金高軒別掛銭主段帳」大井町山田了義寺蔵。
- (90) 「秦野市史」3史料一七五。

(91) 『秦野市史』 3 史料一九九。

(92) 『小田原市史』 史料編近世Ⅲ史料二三九～二四四など。

(93) 『小田原市史』 史料編近世Ⅲ史料二二六。

(94) 元治元年三月「非常備金主段目論見帳」 山北町皆瀬川 井上安司家文書。

(95) 深谷克己「百姓成立」(校倉書房)。ここでは、幕末期における「百姓成立」の一つのあり方を検討したつもりである。

(96) 『小田原市史』 史料編近世Ⅲ 史料二四六。

(97) 文久三年一月「諸事書類袋」 開成町金井島 瀬戸洋子家文書。

(98) 『小田原市史』 史料編近世Ⅲ 史料二六九。

(99) 『南足柄市史』 2 一三七。

(100) 小田原藩の免状については、『神奈川県史』資料編5、『小田原市史』史料編近世Ⅲ、『南足柄市史』2、『南足柄市の明細帳』上下、『開成町史』資料編近世(1)などに多数収録されているので参照されたい。

(101) 現段階で帯刀を許されたことが確認できるのは、嘉永三年の板橋村紺屋頭津田藤兵衛(其身一代帯刀御免)『小田原市史』近世Ⅲ 史料一九八)、明治二年の小田原中宿町大名主格町年寄小西治郎左衛門(代々帯刀御免)『同書』史料三一三)、慶応元年の大磯宿問屋名主兼帯鈴木定右衛門(帯刀御免)『大磯町史』2 資料編近世(2) 史料二二三)、同三年の山王原村名主神保忠右衛門(帯刀御免)小田原市立図書館蔵)の四例のみである。基本的に小田原や大磯などの町方の役人が主であったと思われるが、その中で山王原村の神保忠右衛門は、当時三筋惣代取締役を勤めていたことから注目される。帯刀・苗字といった問題は、身分制に関わる問題として近年注目されているが(前掲註(8) 久留島「『中間支配機構』を『社会的権力』論で読み直す)、小田原藩の場合、とくに帯刀を認めることには慎重であったようで、概して免状の発給

が多い割りには、他藩に比べて身分的特権が低いようである。この点、嘉永六年に下田への海防のために動員された村筒が、他藩に比べて身分的な地位が低いことを訴えた願書を提出していることと合わせて、今後検討を要する課題であると思われる（『小田原市史』史料編近世Ⅲ 史料二一七）。

〔102〕 『小田原市史』史料編近世Ⅲ 史料二七八・二七九など。

〔付記〕 本論文は二〇〇〇年二月に脱稿した。当然のことながら、その後も中間支配機構—広域行政そして地域社会論に関する研究は深化を続けているが、それらの研究状況を勘案しても、本稿の課題設定や論旨・構成などについて大幅に手を加える必要はないと考えている。そのため文章を手直しした以外は基本的に執筆当時のままとし、その後の研究についてもそのいくつかを註で示すにとどめた。ただ、とくに本稿の問題関心から、山崎善弘氏「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構」（『日本史研究』第四七五号、二〇〇二）と、山本英二氏「近世の村と由緒」（『歴史評論』第六三五号、二〇〇三）の二論文をとりあげておきたい。

山崎氏は「百姓成立」をキーワードに、領主支配の実現と地域社会の動向との関連性を中間支配機構を媒介として追求されており、その観点や論点は本稿ともかなり重なる部分が多い。また山本氏は、近世後期の地域社会では、中間層の行財政的成長が進む一方で、「由緒の大衆化」と呼ばれる事態が同時並行しているとして、その相克に注目されている。近年の中間支配機構研究と由緒論研究の深化を統合的に捉えていこうとする視点は示唆的である。さらに久留島浩氏は自身の研究成果を『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二）としてまとめられており、研究の総括も次第に進みつつあるように思われる。これらについては、今後研究を進めていく上での課題として改めて取り組んでゆくこととしたい。